

平成26年 第2回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 3月5日（水）から20日（木）まで16日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
3月5日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
6日	木			
7日	金			
8日	土			
9日	日			
10日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
11日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
12日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
13日	木	民生産業委員会	13時	付託事件審査
14日	金	民生産業委員会	10時	付託事件審査
		総務文教委員会		
15日	土			
16日	日			
17日	月	総務文教委員会	10時	付託事件審査
18日	火	予算特別委員会	10時	付託事件審査
19日	水	予 備 日		
20日	木	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成26年鞍手町議会第2回定例会会議録（第1号）						
平成26年 3月5日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成26年 3月5日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成26年 3月5日 午後1時44分			川野高實		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	10	武谷保正		11	宇田川亮	

職出 務席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	原敏勝	出欠
	福祉人権 課長	鯨坂健二	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	税務住民 課長	藤原光徳	出欠	保険健康 課長	長友浩一	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠			
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成26年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月5日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第2号 過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第4 議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第5号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第6号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館授業料等徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第7号 鞍手町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第8号 鞍手町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例
- 日程第10 議案第9号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第11 議案第10号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第11号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第12号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第13号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第14号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第15号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第16号 平成26年度鞍手町一般会計予算
- 日程第18 議案第17号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第18号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第19号 平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第21 議案第20号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算

- 日程第22 議案第21号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第23 議案第22号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算
- 日程第25 議案第24号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算
- 日程第26 議案第25号 平成26年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第27 議案第26号 鞍手町道路線の認定
- 日程第28 議案第27号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定
- 日程第29 議案第28号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定

平成26年3月5日（第1日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

只今から、平成26年第2回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長 徳島 眞次君

行政報告を行います。

鞍手町土地開発公社の現況について行政報告を行います。

鞍手町土地開発公社につきましては、毎年度6月定例議会におきまして前年度の事業結果及び決算並びに当該年度の事業計画及び予算についてご報告をいたしております。

土地開発公社の実態といたしましては、平成19年3月にそれまで公社が保有していたすべての土地を鞍手町へ売却し、その後は、鞍手町が公社を介して土地を先行取得するような事業計画もなく、現在に至っております。

これまでも公社のあり方については、ご質問を頂いておりますが、公社には学校法人国際電子整備学園に対する損害金の債権があるということで解散できないとしておりました。

しかし、学校法人国際電子整備学園の代表権を持つ宮地弘剛理事長が、一昨年の平成24年5月28日に死亡されております。

理事長の死亡により債務者である学校法人国際電子整備学園は、事実上、実体のない法人となっております。

このような状況を受け、去る1月29日に公社理事会を開催し、公社の解散にむけて事務を進めたい旨を説明しております。

解散に向けての諸条件が調い次第、改めて議会にお諮りすることとなります。

以上、鞍手町土地開発公社の現況について行政報告を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております鞍手町保有仕組債の状況報告書及び第二次鞍手町男女共同参画基本計画と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書及び定期監査結果報告書をお手元に配布しておりますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により議長において、10番議員 武谷保正君及び11番議員 宇田川亮君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から3月20日までの16日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から3月20日までの16日間に決定しました。

次に、日程第3 議案第2号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第3 議案第2号の1件について、提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第2号は、過疎地域自立促進計画の変更であります。

本計画の変更は、過疎地域からの自立促進を推進するため、新たな事業の追加等を行うものであります。

今回の変更の主なものは、中学校統合に伴う通学路などの町道の改修事業等で新たに6事業を追加し4事業を変更、4小学校の屋内運動場の耐震補強事業を追加及び地域文化の振興等で古月横穴保存整備事業を追加するものであります。

以上が、日程第3 議案第2号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第4 議案第3号から日程第9 議案第8号までの6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第4 議案第3号から日程第9 議案第8号までの6件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第3号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、準用河川六田川治水対策検討委員会、鞍手町立中学校跡地等利用検討委員会、鞍手町個性ある地域づくり推進計画策定委員会、鞍手町町制施行60周年記念行事企画委員会及び鞍手町子ども読書活動推進計画策定委員会を設置することに伴い、関係条文を整備するものであります。

次に、日程第5 議案第4号は、鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、鞍手町中山西区用地の全区画の売買契約が成立したことに伴い、鞍手町中山西区用地造成事業特別会計を平成26年3月31日で廃止するため、同条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第6 議案第5号は、鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、鞍手町議会議員が職務のため、外国に旅行したときの費用弁償の額を規定する

ことに伴い、関係条文を整備するものであります。

次に、日程第7 議案第6号は、福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館授業料等徴収条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律が改正されたことに伴い、関係条文を整備するものであります。

次に、日程第8 議案第7号は、鞍手町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、社会教育法の改正により社会教育委員の委嘱の基準を定めることに伴い、関係条文を整備するものであります。

次に、日程第9 議案第8号は、鞍手町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例であります。

本条例は、鞍手町青少年問題協議会が担う青少年の総合的施策の樹立、実施及び関係行政機関相互の連絡調整については、関係機関から意見を聴取し総合的に青少年の育成支援ができることから、当該条例を廃止するものであります。

以上が、日程第4 議案第3号から日程第9 議案第8号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第10 議案第9号から日程第16 議案第15号までの7件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第10 議案第9号から日程第16 議案第15号までの7件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第10 議案第9号は、平成25年度鞍手町一般会計補正予算(第8号)であります。

本補正予算は、国が「好循環実現のための経済対策」として、平成25年度補正予算を計上したことに伴い、新たに農業基盤整備促進事業に関する予算及び橋梁長寿命化修繕計画策定業務並びに道路ストック総合点検業務に関する予算を追加するとともに、これまでに実施した事業費の確定等による歳入歳出予算の減額等の要因について補正を行っております。

これらの財源といたしましては、国・県支出金、町債及び財政調整基金への積立金等を調整し、歳入歳出それぞれ4,454万2千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ81億6,415万3千円といたしました。

なお、補正第5号で追加計上いたしました緊急雇用創出事業、臨時特例基金事業に係る繰越明許費において補正を行うほか、今回、新たに追加した農業基盤整備促進事業などを含む5事業の予算6,348万2千円については、翌年度へ繰り越すこととして追加補正をしてお

ります。

次に、日程第11 議案第10号は、平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

本補正予算は、総務費の一般管理費及び保険給付費の高額療養費の追加と、共同事業拠出金の減額に伴い、国庫支出金、県負担金、共同事業交付金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ499万3千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ24億3,371万6千円といたしました。

次に、日程第12 議案第11号は、平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、後期高齢者医療保険料収入と保険基盤安定に係る繰入金の減額に伴い広域連合納付金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ790万6千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億3,147万7千円といたしました。

次に、日程第13 議案第12号は、平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。

本補正予算は、一般会計に係る過疎対策事業債が国の地方債計画枠を超える見込みとなったことから、一般会計繰入金を1,590万円減額し、公共下水道事業債を同額の1,590万円追加する補正を行うものであります。

なお、歳入歳出の増減はありませんので、予算総額は、歳入歳出それぞれ6億9,974万3千円のままとっております。

次に、日程第14 議案第13号は、平成25年度 鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算（第3号）であります。

本補正予算は、中山西区用地B用地について、株式会社プレジール及び有限会社伊藤食品と売買契約を締結したことにより、歳入では、土地売却収入3,135万6千円を追加し、歳出では、一般会計への繰出金として同額を追加しております。

これにより、歳入歳出それぞれ3,135万6千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ8,141万9千円といたしました。

次に、日程第15 議案第14号は、平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第3号）であります。

本補正予算は、国の経済対策などで建設工事が増加し、技術者や資材等の確保が非常に困難な状況で、造成工事等の進捗にも多大な影響を及ぼしています。

このことから、造成工事等の年度内完成が見込めないため、繰越明許費として、2億4,765万7千円を計上いたしております。

なお、じん芥処理場側の防音フェンス設置工事及び水道管布設工事の一部を、平成26年度事業で実施することとし、歳入歳出それぞれ2,599万円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ7億7,579万3千円といたしました。

次に、日程第16 議案第15号は、平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金

特別会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、過疎対策事業債が国の地方債計画枠を超える見込みとなったことから、く
らて病院に対する貸付金財源としていた過疎対策事業債7,850万円のうち550万円を
病院事業債へ振り替えたことに伴い、補正を行うものであります。

なお、歳入歳出の増減はありませんので、予算総額は、歳入歳出それぞれ3億6,625万
5千円のままとっております。

以上が、日程第10 議案第9号から日程第16 議案第15号までの7件の提案説明で
あります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第17 議案第16号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第17 議案第16号 平成26年度鞍手町一般会計予算を提案するにあたりまして
は、私が昨年掲げました9つの柱によるこれまでの取組みを踏まえながら、今後の町政運営
の基本姿勢と予算内容の概略を説明させていただきます。

まず、「鞍手町を魅力ある、住みたい町へ」を目標とする4つの柱についてであります。

第1は、子育て支援と教育振興であります。

この柱は、これからの町づくりにおいて、安心して出産し育児ができる環境づくりと、子
どもたちが生活する家庭、地域社会、学校におけるより良い教育環境が一体となって醸成さ
れるよう、教育の振興に取り組むことを掲げたものであります。

昨年4月、鞍手町立保育所の開所時間を「午前7時15分」から「午前7時」に見直しま
した。

平成26年度も状況を見ながら、さらなる見直しが必要かどうかについては、保護者の皆
さんのご要望等もお聞きしながら判断し、子育て支援に努めていきたいと考えております。

また、鞍手町障がい児保育事業費補助金制度を設け、障がい児の保育のために保育士を加
配した場合に補助金を交付することとしました。今後も、現場のご意見を伺いながら、必要
な支援策に努めていきたいと考えております。

6月には、20歳から49歳までの妊娠を希望、または予定されている女性及び妊娠して
いる女性の夫への風しん予防接種費用の助成事業に、緊急対策としていち早く取組みました。

この助成事業は、子育て支援の一環として平成26年度も継続し、多くの対象者の皆さん
に活用していただきたいと考えております。

11月には、鞍手町立鞍手中学校の校舎改築工事等に着工いたしました。

平成26年度は、開校に向けてグラウンド等を含めた外構工事等の整備を図っていく予定

としております。

また、防犯灯の設置なども含めて通学路の安全確保を図るとともに、遠距離バス通学の対象となる生徒の運賃は無料化する方針を決定しておりますので、開校に向け地域公共交通の運行体制も整備してまいります。

第2は、雇用促進であります。

この柱は、鞍手インターチェンジや（仮称）遠賀川渡河橋などの新たなインフラを生かした企業誘致を進め、雇用促進に取り組むことを掲げたものであります。

中山西区用地につきましては完売し、3つの企業を誘致することができました。

平成26年度は、本町への進出を検討されている企業を支援できるよう、インター周辺の開発環境等の整備のための受け皿づくりを進め、新たな雇用につながるような企業の誘致に努力してまいります。

第3は、地場産業の活性化であります。

この柱は、企業誘致を進めていくとともに、商工会やJAとの連携を密にしながら、地場の商店や工業の浮揚、付加価値の高い鞍手ブランド作物の開発と流通ルートを開拓し、地場産業の活性化に取り組むことを掲げたものであります。

昨年5月には、フェイスブックを開設し、町ホームページとリンクさせて情報発信を行う環境を整備いたしました。

10月には、日本自治体等連合シンガポール事務所運営協議会に加入して、シンガポールにおいて特産品の展示会を開催、12月には、特産品を取り扱うインターネット通販サイトKURATEsgをスタートさせました。

平成26年度は、官民が協力し、この分野をさらに成長させていくよう努力してまいります。

第4は、自然環境と文化財の整備であります。

この柱は、農工商の情報などとともに、本町の自然環境や文化財の魅力を発信していきけるよう条件整備に取り組むことを掲げたものであります。

昨年11月、観光によるまちづくりを目指し、核となる組織を設立するため、（仮称）鞍手町観光協会の設立発起人会を立ち上げました。

平成26年度は、観光とまちづくりを融合させた基盤となる組織の設立に向けて準備を進めるとともに、鞍手町の特性を生かしたまちづくりを推進するため、個性ある地域づくり推進事業にも取り組んでまいります。

次に、「鞍手町を老若男女すべての人が笑顔で暮らせる町へ」を目標とする5つの柱についてであります。

第1は、地域環境や住環境のインフラ整備であります。

この柱は、誰もが住みたい町であるための要素として、地域環境や住環境のインフラ整備を進めていくことが非常に重要であることから、公共下水道の普及促進、治水対策などに取り組むとともに、（仮称）遠賀川渡河橋の早期供用開始、沿線道路と通学路、六田川、県道直方・

宗像線の整備促進などに取組むことを掲げたものであります。

昨年11月には、県道直方・鞍手線の道路整備促進のため、直方市と鞍手町とで、一般県道直方・鞍手線道路整備促進協議会を設立いたしましたので、今後は関係自治体と連携し、早期完成に向け要望活動を行っていきたいと考えております。

また、12月には、準用河川六田川の治水対策を検討するため、町議会のご理解をいただき、六田川治水対策検討委員会を設立することといたしましたので、平成26年度からは、調査を行い、具体的な協議に入っていきたいと考えております。

さらに、地域環境や企業誘致のために必要なインフラの整備・拡充にも努めておりますが、平成26年度は、上水道は鞍手インターチェンジ周辺、下水道は鞍手工業団地周辺、新中学校への接続、山ヶ崎・唐ヶ崎地区の整備を進めてまいります。

第2は、福祉の充実であります。

この柱は、老々介護、独居老人の問題の解決や男女共同参画社会の構築などのほか、利便性や安定して継続できる財政負担などを総合的に勘案した地域公共交通の整備などに取組むことを掲げたものであります。

昨年4月には、孤独死の防止のため、町内の郵便局、新聞販売店、ヤマト運輸鞍手センター、セブンイレブン・ジャパン、グリーンコープ生活協同組合、九州電力に依頼し、配達業務中などに異変を感じた場合には直ちに通報をお願いする体制を構築いたしました。

平成26年度は、この体制のさらなる拡充も視野に入れるとともに、65歳以上の高齢者への肺炎球菌ワクチン接種に係る費用を助成する予定としておりますので、多くの対象者の皆さんに活用していただきたいと考えております。

また、平成26年度は、福祉関係の4つの計画、障がい者計画、第4期障がい福祉計画、第6期高齢者保健福祉計画及び子ども・子育て支援事業計画について、新規策定または見直しを行うこととしております。

第3は、医療の充実であります。

この柱は、住民の皆さんが安心して医療サービスが受けられる環境整備に取組むことを掲げたものであります。

昨年4月、鞍手町立病院を地方独立行政法人くらて病院に移行し、安定経営と医療サービスの充実のために、理事長を先頭に職員の皆さんが一丸となって努力していただいているところであります。

平成26年度は、地方独立行政法人への移行初年度の経営状況などを、評価委員会の意見等も伺いながら精査し、地域の核となる病院として安定経営を継続できるよう努力を求めてまいります。

第4は、文化を享受できる環境の整備であります。

この柱は、町内における高速光回線の整備促進などにより情報を享受できる環境づくりを支援していくとともに、公共施設については、効率的かつ効果的な活用が図られるよう取組むことを掲げたものであります。

現在、町内の高速光回線の整備については、複数の通信会社の企業努力により徐々に拡大しつつありますが、町内全域は網羅されておられません。今後も更なる企業努力を求めていく考えであります。

また、公共施設の活用につきましては、平成26年度は、附属機関として中学校跡地等利用検討委員会を設置し、中学校統合後の南北両中学校の跡地及び建物の活用方法等について方針をまとめていくこととしております。

第5は、町の財政健全化であります。

すべての施策は、町財政の健全化という大きな課題を克服しなければ具体化できないものであります。

しかし、歳出削減だけでは町の活性化は見込めませんので、鞍手町の文化や資源を生かし、特に企業誘致や地場産業の活性化に努めながら、自主財源の確保に取り組んでいく考えであります。

ここからは、平成26年度鞍手町一般会計予算の編成内容の主なものについて述べさせていただきます。

まず、2款 総務費では、鞍手町の特性を活かしたまちづくりを推進するため、新たに個性ある地域づくり推進事業費512万7千円を計上しております。

次に、3款 民生費では、臨時福祉給付金事業で5,836万円、子育て世帯臨時特例給付金事業で1,974万8千円を新たに計上しております。

また、子育て支援として平成25年度から取り組んでおります障がい児保育事業及び保育士等処遇改善臨時特例事業は、平成26年度も引き続き実施することとして合わせて317万5千円を計上しております。

次に、4款 衛生費では、平成25年度から取り組みました風しん緊急対策事業も、引き続き行うこととして126万円を計上しております。

また、平成26年度から新たに65歳以上の高齢者への肺炎球菌ワクチン接種に対する助成を行うこととして383万円を計上しております。

次に6款 農林水産業費では、新たに農業基盤整備促進事業で6,105万円を計上しております。

次に7款 商工費では、地域経済の活性化のため地域振興券の助成予算を当初から計上し、その枠も4,000万円分に対する補助金に拡大しております。

次に8款 土木費では、通学路を含む町道の改修事業等の追加事業等を含み、道路橋梁費で7,776万5千円増額となる3億993万2千円を計上するとともに、治水対策費に六田川の治水対策に伴う調査測量委託料として500万円を計上しております。

次に9款 消防費では、生徒の通学の安全を確保するとともに節電対策として、防犯灯の新設及び電球のLED化の整備事業費1億460万円を計上しております。

次に10款 教育費では、新中学校の整備事業の最終年度として、グラウンド等の外構工事等に伴う予算5億25万5千円を計上しております。

また、耐震補強工事が必要な4小学校の屋内運動場の実施設計委託料3,422万4千円を計上しております。

以上が、平成26年度の主な施策に対する歳出予算であります。

一方これに対する歳入につきましては、消費税率引き上げに伴い地方消費税交付金が3,500万円増額となったものの、自主財源では、平成25年度と同額程度となり、依然として地方交付税や国庫支出金や町債などの依存財源に頼らなければならない予算構成となっております。

特に、地方交付税では国の財源が1%減額となっていることから、3,000万円の減額計上をしているほか、消費税率引き上げに関連し、自動車取得税率が引き下げられたことに伴い自動車取得税交付金も1,000万円を減額計上しております。

町債においては、新中学校統合の整備事業のうち、平成26年度に実施する外構工事等につきましては、過疎対策事業債の対象事業とならないことから、新中学校整備事業に係る一般財源分1億4,240万3千円を含む平成26年度予算編成に係る財源不足分4億6,939万7千円は、財政調整基金から繰り入れることにより歳入歳出予算を調製しております。

その結果、平成26年度一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ72億4,674万4千円としております。

これは、平成25年度の当初予算78億6,458万3千円と比較しますと、額にして6億1,783万9千円、率にして7.86%の減額となっております。

以上のような基本的な考え、財政状況を踏まえながら、平成26年度当初予算を編成いたしました。

当会期中に提案する関連議案とともに、ご審議の上、ご協賛賜りたく、以上、平成26年度一般会計予算の提案にあたり、今後の町政運営の基本姿勢と、予算編成方針を申し述べ、提案説明といたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第18 議案第17号から日程第26 議案第25号までの9件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第18 議案第17号から日程第26 議案第25号までの9件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第18 議案第17号は、平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。

本予算は、保険給付費の療養諸費及び高額療養費、後期高齢者支援金等の増加による国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金などの関係項目を調整し、予算総額を、歳入歳出それ

ぞれ 22 億 950 万 3 千円としております。

次に、日程第 19 議案第 18 号は、平成 26 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本予算は、後期高齢者医療保険料、保険基盤安定繰入金、繰越金の増加による後期高齢者医療広域連合納付金などの関係項目を調整し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 4,490 万 4 千円としております。

次に、日程第 20 議案第 19 号は、平成 26 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。

本予算は、貸付回収金を一般会計へ繰り出すこととして、予算総額を、歳入歳出それぞれ 84 万 5 千円としております。

次に、日程第 21 議案第 20 号は、平成 26 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算であります。

本予算は、古月処理分区、中山処理分区及び西川処理分区の面整備に係る工事費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ 7 億 9,542 万円としております。

次に、日程第 22 議案第 21 号は、平成 26 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、町内 11 箇所のかんがい揚排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ 5,546 万 1 千円としております。

次に、日程第 23 議案第 22 号は、平成 26 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、谷山池斜樋操作場・谷山池パイプラインの施設について、年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ 926 万 2 千円としております。

次に、日程第 24 議案第 23 号は、平成 26 年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算であります。

本予算は、泉水団地改良住宅移設事業の最終年度であるため、住宅の建設及び外構工事として、道路の舗装工事・フェンスの設置・給水管の布設等の工事費並びに移転後の既存住宅の解体工事費などを計上し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 5 億 9,766 万 2 千円としております。

次に、日程第 25 議案第 24 号は、平成 26 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算であります。

本予算は、病院事業債、過疎対策事業債の貸付け及び金融機関への償還などを主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ 3 億 2,373 万 8 千円としております。

次に、日程第 26 議案第 25 号は、平成 26 年度鞍手町水道事業会計予算であります。

本予算は、前年度に続き厳しい経営状況の予算編成となりました。

予算第 3 条収益的収入及び支出では、水道事業収益 3 億 4,791 万 7 千円に対し、水道事業費用 3 億 7,201 万 2 千円で差引 2,409 万 5 千円の赤字予算を計上しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入1,402万4千円に対し、資本的支出1億331万7千円で差引8,929万3千円の不足となりますが、不足額につきましては当年度分損益勘定留保資金から補填することにしております。

以上が、日程第18 議案第17号から日程第26 議案第25号までの9件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第27 議案第26号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第27 議案第26号について、提案説明を申し上げます。

日程第27 議案第26号は、鞍手町道路線の認定であります。

本路線は、亀ノ甲団地線であり、道路区域が確定したことに伴い、町道として認定するものであります。

以上が、日程第27 議案第26号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第28 議案第27号及び日程第29 議案第28号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第28 議案第27号及び日程第29 議案第28号の2件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第28 議案第27号及び日程第29 議案第28号は、鞍手駅関連施設の指定管理者の指定であります。

この二議案は、鞍手駅関連施設のうち、乗車券販売等の駅業務、駅管理棟の維持管理業務等を行っている九州旅客鉄道株式会社及び駐車場の管理運営、駐輪場などの維持管理業務等を行っている株式会社駅レンタカー九州の指定管理者としての指定期間が、本年3月31日をもって満了することに伴い、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年の期間、両社を再度、当該施設の指定管理者として指定するものであります。

以上が、日程第28 議案第27号及び日程第29 議案第28号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

この際休会についてお諮りします。

明日6日から9日までの4日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日6日から9日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれを持って散会します。

散会 13時44分

平成26年鞍手町議会第2回定例会会議録（第2号）						
平成26年 3月10日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成26年 3月10日 午後1時00分					川野高實
	閉 会 開 議					議 長
	平成26年 3月10日 午後2時48分					川野高實
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	10	武谷保正		11	宇田川亮	

職 務 出 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	原敏勝	出欠
	福祉人権 課長	鯨坂健二	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	税務住民 課長	藤原光徳	出欠	保険健康 課長	長友浩一	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠			
	出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成26年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月10日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

平成26年3月10日（第2日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の予定表の順序により行います。

最初に、11番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

通告に従いまして、2点について質問します。

最初に、がんばる地域交付金の活用についてお尋ねします。

25年度の政府補正予算に盛り込まれた公共事業前倒しの追加予算について、地方負担分は補正予算債を100%充当可能とされ、元利償還金は基本的には後になって交付税措置されます。これは、前年度と同じ仕組みです。合わせて地方負担額と自治体の財政力に応じて算定される、がんばる地域交付金、地域活性化・効果実感臨時交付金が創設されました。今回は都道府県への配分はなく、財政力の弱い市町村に重点化し交付されます。

昨年度の元気交付金に比べると870億円と総額は抑えられていますが、新年度の建設事業等の財源となります。この仕組みによって26年度に支出予定だった一般財源を充当する必要がなくなります。

この制度は、すでに昨年12月5日に閣議決定されていますので、執行部も早くから情報を得ていたと思いますが、いつ頃から交付金の活用について検討されてきたのか、その内容についてもお答え下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

平成25年度の国の補正予算に計上された、がんばる地域交付金については各課長に、対象事業等がありましたら上げるようにと指示を出しておりました。今回は補正8号に関係予算を計上いたしております。

具体的な内容につきましては企画財政課長に答弁をさせます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

がんばる地域交付金につきましては、昨年12月の上旬ぐらいから各所管にそれぞれ県

を通じて情報がきています。そのタイミングで、それぞれ各課で漏れがないように指示をいたしまして対象事業の洗い出しを行っております。最終的には、がんばる地域交付金の対策事業としましては、まず1つは農業基盤整備促進事業に関する費用として1,335万円、橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料として1,400万円、道路ストック総合点検業務委託料として450万円、合計で3,185万円を対象事業として8号補正の方に計上させて頂いております。

以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

12月初旬から、閣議決定された直ぐから指示が出てその検討に入ってきたということです。去年はそれよりももっとぎりぎりだったのでなかなか検討する間もなく、あまり活用出来なかったということから今回質問させて頂いたのですが。その後、補正予算が成立しまして2月14日に地方向け説明会も開催されています。国の補助事業でなくても公共施設等の点検・調査及び除去に係るものも対象となるということも明らかになっています。そういった意味から先程の橋梁だとか、いろいろ道路の点検だとかというのも入っていると思うのですが、その他にも今回体育館の耐震化とかの予算も付いてはいますが、そういったものも全て洗い出して、それが出来るならそっちの方にしたいということですので、そういうのも全部検討されてきたのかというのをお尋ねしたいのです。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

いま議員さんがおっしゃいましたように、4小学校の屋内運動場、いわゆる体育館の耐震補強工事を平成26年度に上げております。この事業も、がんばる地域交付金の対象事業として対象になります。これを対象としようということでこれは検討を行いました。

ただ事業費としては2億円ほどあります。しかしこれを実施するためには、まず1つが本来町が計画していたものは平成26年度に実施設計、それから27年度に施工工事という形のスケジュールを組んでおりました。

これを、がんばる地域交付金にするためには施工工事までを完了しなければなりません。ただその場合、これを25年度から26年度の繰越事業となりますので、26年度には必ず終了しなければならないという条件がございます。そうした場合に、この4小学校の体育館をがんばる地域交付金の方の対象事業と上げてしまった場合、26年度内に終了するという工期が取れないという判断になりましたので、この事業につきましては、通常どおり26年度に実施設計、それから27年度に施工工事というようなスケジュールで予算を計上させて頂くこととなりました。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

分かりました。工事まで完成しないといけないということですね。もう一つは、先程上げられた3,185万円の内の地方負担分、うちの手出しの分は大体どのくらいになるのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

この、がんばる地域交付金につきましては、地方負担分のそれぞれ財政力指数に応じて0割から4割という形になっております。

国より示された一応試算の表を基に算定しますと、鞍手町の財政力指数は0.43という形になっておりますので、概ね3割程度という形で試算をしております。そうしますと地方負担分が640万円となりまして、それに対します3割という形で192万円をがんばる地域交付金として交付されるのではないかとということで試算はしております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

これは、補正と26年度の国の当初予算に対象事業として乗らないといけないということなんですが、その一覧については4月に公表するというような話だったと思うのですが、これは乗るということには間違いはないのですか。限度額についてですよ、一覧を乗せて限度額はその後お知らせしますというような形だったと思うのですが。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

一応実施計画という形で上げておりますので、あくまでも試算ですけれども192万を交付金として交付されるものと試算はしております。この額につきましては、平成26年度で、いま当初予算の方ではこの歳入の方は上げておりません。これにつきましては補正で対応させて頂くというふうに考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

町長にお聴きしたいのですが、今の課長の説明では約192万円が多く入ってくるというか交付税措置されて、この分が浮くと言ったら変な言い方ですが使えるわけですね。ただ、交付税を多くもらったからそれでいいやとかでなくて、これを有効に使っていかないといけない。やはり地域が活性化するようにですね。折角がんばる地域交付金を対象事業に上げて

充当されて192万円というお金が出て来たわけですから、これをやはり有効活用するために是非検討して頂きたいと思います。その辺、町長の考えをお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃるように地域活性のために、考えながら使って行きたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

分かりました。それでは次に行きます。

住宅リフォーム助成事業についてお尋ねします。

昨年の3月議会は、町長就任後初の定例会でした。その一般質問で事業創設についてお尋ねしたところ、町長は事業創設を明言され9月から100万円の予算をつけて地域振興券という形で住宅リフォーム助成事業が始まりました。

そして、販売開始一週間くらいで売り切れたというふうにも聞いています。振興券という形なので経済効果がどのくらい波及したのか、それが少し分かりにくいと思いますが、販売後の状況、どのくらいの効果があったのかお答え下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今、議員がおっしゃいましたことは具体的な内容と効果につきましては、データのなものになりますので、まずは企画財政課長に答弁をさせます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

平成25年度の地域振興券におけるリフォーム券の概要についてご説明いたします。地域振興券の全体としましては一般商品券分を2,000万円、リフォーム分で1,000万円、一般商品券につきましては、1人当たりの購入限度額は3万円までとしています。

住宅リフォーム券につきましては、1世帯当たりの購入額を50万円までとしております。それに基づいて住宅リフォームにつきましては、購入世帯数としましては25件ございました。その内の住宅リフォーム全体でかかる総事業費の合計は約2,475万円というふうになっております。そして、最低で約12万8千円、最高は480万円という事業費に使われています。

この商品券の経済的効果というところになりますけれども、一般商品券分で2千万円に対して10%のプレミアムとしますと2,200万円、それにプラス住宅リフォーム分で掛か

りました事業費 2, 475 万円、合わせますと全体で 4, 675 万円程度が全体の経済波及効果があったと判断しています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

それでは、町内業者はどのくらいの数だったのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

町内業者は 10 事業者がこのリフォーム券で使用されています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

私は直接聞いたわけではないので、話によると一週間ぐらいしたら売り切れてありませんでしたというような話をちょこちょこ聞いたので、その販売状況というのはどうでしたか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

まず、発売日は平成 25 年 9 月 2 日でした。一般商品券、住宅リフォーム券いずれにおきましても 9 月 11 日に完売しております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

直ぐに売り切れたというのは、やはりそれだけ需要があったのだろうというふうに判断します。ですから、今回の当初予算でも増額するというような町長の説明もありましたけれども、私もそのように思います。特に今聞いてみますと地域振興券では 2, 200 万円だから 200 万円の経済効果ですねプラス。ですが、住宅リフォームの方は 1 千万円に対して 2, 475 万円で、約 2.5 倍の経済効果があったということからすれば、やはりここはもう少しリフォームの方を増額していくべきだというふうに考えます。

リフォームの地域振興券を使って、町内業者の分は分かるのですが、それ以上の効果があったのではないだろうかと思います。というのは、例えば前も言っていますが、住宅リフォームすれば、その部屋をやり変えるだとか、バリアフリーにするだとかいろいろなことがあります。それに伴ってカーテンを替えたり、畳替えをしたりとか、いろいろなことも出て来ると思います。そういう意味ではもっと経済効果があったのではないかというふうに思いますけれども、なかなか地域振興券だと、ここの一町内業者がこれだけの仕事をしました

よということしか見えてこないで、その積み上げで2,475万円だったと思うんですね。

ここは執行部としても実感して頂きたいのです。宮田方式のような形で業者の方も申請しやすいだとかいろいろな形があるのですが、ちょっと具体的に中身について改善していく必要があるのではないかと。地域振興券の場合は県から100万円そのままですから、町は全然手出しがなくてと言いますか、そんなにお金を掛けなくてこれだけの経済効果が出たという部分はあるのですが、それ以上のことも考えて、是非中身についても今から検証して頂きたい、具体的に改善して頂きたいというふうに思いますが、それについてお願いいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

いま、宇田川議員がおっしゃいますように私もそう思います。地域振興券発行に対するいろいろな付加価値的な経済派生というか、そういったものも多分に発生しているかと思えます。

当初の予算編成時に、平成26年度の地域振興券につきましては、住宅リフォーム分を1千万円増額することとして280万円を計上いたしたかと思えます。ところが、今年に入りまして2月28日付け県が消費税率の引き上げに伴う景気の落ち込みを懸念してというか、回避するために一定の条件はありますけれども補助率を引き上げる旨の通知がございました。町といたしましても、これに対応して予算の範囲内で更に発行券の拡大を図りたいと考えております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

増額については分かりました。後は中身についてですね。そこは具体的に把握していく必要があると思います。執行部の方もちゃんと町内業者も潤い、それから町民の方も住みやすい住環境を作っていくということを是非実感して頂きたいと。

それともう一つ増額はいいのですが、これだけいきなりポンと売れてしまって、じゃあ今からリフォームしようかという時に、振興券が予算上なくなったらちょっと二の足を踏むということがないように、是非そのときは補正で組むだとかということも考えて頂きたいし、もう一つは、一番懸念しているのが下水道の普及率です。下水道の管が折角通っても、私は1人だから工事までしません。受益者負担は勿論払わないといけないのですが、工事までしませんという方がたくさんおられるのです。その辺も是非促進していくためにも、ここはやはり活用して頂きたいというふうに思うのです。

具体的に中身の実施内容改善と、そのときに、例えば今回増額して当初予算から昨年より多く付けて頂いているみたいですが、その時々でぎりぎりになったときには是非補正で組むということも含めて考えて頂きたいと思いますが、お答え下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。急に補正がもっと欲しいという事態が発生しましたときには補正を組んでという要望なのですが、当然行政といたしましては予算に絡むことは議会の皆さん方の承認が必要かと思っておりますので、そういうことがございましたらよろしく願います。ということによろしいでしょうか。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

もし補正で増額されるのでしたら承認しますよ。

分かりました。折角始められた事業ですのでその効果を実感して頂くのと、継続して少しでも住みやすい住環境をつくって頂きたいということを最後に述べて私の質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で宇田川亮君の質問を終了します。

次に、2番議員 須山由紀生君の質問を許可します。

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

通告に従いまして質問をいたします。

発達障がいのある人への支援についてということで3点ほど質問をさせていただきます。

まず、発達障がいとはということを前段で簡単に説明をさせていただきます。

発達とは、新しく生まれてくるこどもが社会の中で自立をし、生活することが出来るまでの過程の全てだといわれています。そして、その発達障がいとは、このような発達の途上に生じた発達の道筋の乱れだと言われていています。また、発達の過程とはこどもが元々持っている力に対し周囲が働きかけを行い、その両方が互いに働きかけがあつてこどもの育ちをつくるということが一般的に知られています。

この障がいの要因はいろいろな原因があると言われていていますので、詳細はこの場では取り上げませんが、全てのこども達は発達をしていく存在であります。当然発達障がいのあるこども達も同様に発達していきます。従つてこどもの頃、発達障がいを持っていたとしても、大人になったときに生活をしていく上で支障になるような障がいを持ち続けているとは限りません。

発達障がいのあるこどもへの養育や教育の目的は、この障がいのあるこども達が成人をしたときに、いかに適応障がいを作らないか、また出来るだけ少なくするかということにつきるのだと思います。

平成23年7月に障がい者基本法の一部を改正する法律が成立し8月に施行されました。この改正法では、全ての国民が障がいのある、なしに係わらず等しく基本的人権を共有する

かけがえのない個人として尊重されるものであるという理念の下、誰もが人格と個性を認め合いながら共に生きる共生社会の実現を目的としています。

また、障がい者の定義の見直しが行われ、身体障がい、知的障がい、発達障がいを含む精神障がい、その他の心身の機能の障がいがあるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、または社会的に相当な制限を受ける状態にある者、それと新たに障がい者として発達障がい位置づけられると共に、社会的障壁の考えが取り入れられました。

このようなことを含みおかれまして、まず最初に発達障がいのある人に対しての、町としての基本的な考え方や、またどのように認識や理解をされているのかをお尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、発達障がいにつきましては平成17年の4月1日に施行されました、発達障がい者支援法に明記されております。内容の要点といたしましては、発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うことが重要となることから、まずは早期発見のための必要な措置を講ずることが重要であるということが謳っております。

次の段階で、町といたしましては発達障がいのあるこども達や、発達障がい者が必要な支援を受けながら地域で安心して過ごせるよう環境づくりに努めて行かなければいけないのではないかなと考えております。

須山議員さんが町としての基本的な考えということで、これは私の基本的な考えですが、私も、私はこの世に生を受けた人間として何人においても、福沢諭吉さんが言っているように天は人の上に人をつくらず、人の下に人をつくらずとおっしゃっております。

私も、肉体的障がい、並びいま須山議員がおっしゃいましたように精神的障がい、知的障がい、いろいろな障がいの持ち主であっても、この世に生を受けた人達というのは、私は一途に同じようにこの社会において幸せに暮らして行けるべく権利というものを私は持って生まれてきているものだと認識いたしております。

例え障がい者であろうと、健常者であろうと私はこの世に於いて幸せに生活が出来た。そして死に際になって、棺桶に足を突っ込んだときには、ああ人生に於いて本当に良かったねと言えるような人生が何人に於いてもそのような人生であるべきだと、これが私の基本的なスタンスでございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

ありがとうございます。いまの答弁を聞きまして町長の個人的なスタンス、また町としてのいろいろな考え方がよく分かりました。今後もおなじ層、そういったご理解を頂いて支援をお願いしたいと思います。

次に、発達障がいがある児童・生徒への教育現場での対応について質問をいたします。

昨年の文部科学省の調査で公立の小中学校の通常学級にADHD等の発達障がいのある児童・生徒が6.5%、40人学級で1クラスにつき2～3人の割合で在籍しているということが推定されました。また、発達障がいの可能性があっても学校で特に支援を受けていない児童・生徒は約4割以上にのぼっているそうです。

冒頭にも触れましたが、この障がいは新しく生まれてくるこどもが社会の中で自立をし、生活をする事が出来るまでの過程の全て、このような発達途上に生じた発達の道筋の乱れではないかと言われていています。当然全てのこども達は発達をしていきます。そして発達障がいのあるこども達も発達をしていきます。従いまして、こどもの頃、発達障がいをもっていたとしても大人になったときに生活をしていく上で支障になるような障がいを持ち続けているのかということとは限りません。

発達障がいと見られるこどもの割合は、小学校で7.7%、中学校では4%と段々年が進む毎に割合は段々と低下しているそうです。現状を見ても分かるように、発達障がいのあるこども達への養育や教育の目的、こども達が成人をしたときにいかに適応障がいをつくらないかということに尽きるのではないかと思います。

そしてもう一つ、周囲の人々の、例えばご両親やご兄弟、お友達、そして学校の先生等による様々な周りの方のサポートや教育によって健全な育ちを支え、社会的な適応障がいを防ぐことは可能だと言われていています。

また、この障がいのあるこどもは先生の指示に従えなかったり、興味のある授業しかきちっと参加出来なかったり、集団行動が非常に苦手なために学校でもいじめの標的になることも少なくないと言われていています。このようないじめからもきちんと保護されなければいけません。そして、このようなことが起きないためにも、児童や生徒の時の教育の力は非常に大きなところがあるのではないのでしょうか。発達障がいの療育は教育によるところの力が非常に重要だと言われております。

そこでお尋ねいたします。当鞍手町の児童生徒の教育現場では、また来年開校する新中学校でも同じでございます、発達障がいのあるこども達への教育はどのように行われているのでしょうか。またこの教育に携わる全ての先生方の障がいに対する認識や理解、そして指導や支援はどう行われているのでしょうか。この2点についてお尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

お答えいたします。

今、お尋ねの発達障がいという文言は、私が管理職になってから出来たと思っております。その前は特殊教育という文言で、今のような発達障がいという概念はなかったのです。特殊教育ということで学校から一部1学級に入れて特別な教育をしてきたということですが、特別支援教育のありかたということで随分考え方が変わってまいりました。

今から14～5年前にLD、ADHD、アスペルガーというような言葉がでてきておりま

して、私どもはこれについて検証を重ねてきました。ところが実際にそのこどもが対象になるのか、ならないのかという判定が非常に難しゅうございます。近年では各学校とも検証を行いながら、チェックリスト、簡単な質問手法ですが、そういうことでこのこどもがそういう障がいをもっているかどうかというチェックを行います。これは今殆どの学校でやっています。やっていない学校はないと思っております。

そういうことで、チェックに引っ掛かる子について更に専門機関と協議をしながら、この子のいい方向はどういう方向に行ったらいいのかということ保護者や関係機関と協議をしながら進めているところでございます。

因みに、本町の実態でございますが、通常の学級に在籍する児童の人数は734人おりまして、特別な支援が必要と考えられる児童の人数、発達障がいを含めて33名おります。

その外に、特別支援学級に在籍する児童の人数は20人ですから、いま分かった数だけで53ですね。700に対して53ですから、先程議員がご指摘になった6.5%に近い数字でございます。

この33名、そしてこの20名についてどのような方策でもって当たっているのかということでございますが、各学校において特別支援学級を中心に特別支援を要する児童への理解と指導を行いながら、この指導内容や方法、支援体制を推進するようにしています。具体的には、個別指導、支援員を交えながらもそういうような特別指導を行っている。複数の教師が入ってきます、通常学級でですね。

いまちらっと言いましたが、この支援員というのは国からの支援事業でありまして、大体学校数の1.5倍の支援教員を予算化されているわけです。本町は8校ですから現在は13名です。特別支援のための支援補助員を配置して頂いています。

この先生達が個別な指導や普通教室に入っていたときに支援する。特別支援教室におる生徒も授業によっては普通学級に入って、例えば音楽とか体育とかを受けています。そのときに支援教員もそこに入っています。そういうふうなサポート体制を組んでいるところです。

そして、いまお尋ねになりましたそういう子に対する授業の在り方はどうかということですが、特別支援教育の視点をもって授業づくりをする。分かりやすく言いますと一辺に4つも5つも言わなくて、要点だけをぴちっと言うところこどもは迷いません。そのノウハウが普通のこども達の授業づくりにも役に立つということです。インクルーシブ教育の視点に立った授業づくり、ユニバーサルデザインの視点に立った授業づくり、といま言われています。横文字があれば新しいことをしているようですが、実はこれは昔からやっていたことなんです。特別支援学校の先生方から研修を受けながらずっとやってきたことです。それを今強調されるようになってきました。

朝礼の時に先生がこども達に5つも、6つも、7つも言ったらこんがらががる生徒がおりますね、それをきちんと整理して伝えるようにする、手短かに要点だけをとということを心掛けているところでございます。

それから板書、黒板に書くときにやたら書きますとよく分からない、それを先程言ったよ

うにどの子にもそういう方法でやれば授業の理解度が高まるということで、そのノウハウを普通の授業でも取り入れるということでございます。

前後しますが、それと更にゆりかごから墓場までではないですが、就学前の児童についても、先程言ったようなチェックリストやら専門機関の先生方から判定して頂きまして、もしそういうような子が早期に発見されましたら、個別の指導計画、それから支援計画で就学前から就労までいわゆるカリキュラム、ルールにそった計画を立てて、次の上級学校に上がれば、小学校や中学校に上がれば、それがそのまま次の学校に受け継ぐ。そういうふうなことをやっているところでございます。これはどこの学校もやっているところです。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

本当に素晴らしい鞍手町の学校のいろいろなデータを基に、教育長に説明をして頂きまして、私も教育長から授業を受けているような思いになりました。

これまで我が国において施策の中でサポートが認められている、いわば公認された発達障がい、これが極めて狭い領域に限られていました。つまり、発達障がいを抱えていても社会的に公認されないものがこれまで数多く存在していました。今、教育長も言われましたようになかなか分かりにくいのだと思います。

2005年に施行された発達障がい者支援法によって、これまで援助がなかったものについても障がいとして認め、積極的な支援を行うことが定められました。

このように、発達障がいにはいろいろな領域がありまして、これも先程教育長の説明にもありましたように本人や家族もなかなか気づかず、また自ら、家族がカミングアウトしないと分かりにくいというのが非常に多いという状況です。ですから、教育の現場でも先生方や周囲の人にもなかなか理解されにくい面が多いかと思いますが、こども達が成人になる過程での発達障がいの療育は、その間の教育が非常に大きく影響すると言われていています。是非将来あるこども達のためにも、いま答弁された素晴らしい教育方法になお一層力を入れて頂きたいと思います。再度私からもお願いいたします。

終わりになりますが、今後の鞍手町の障がい児教育や、障がい者支援に前向きな答弁を頂き本当にありがとうございました。再度発達障がいのあるこどもをもつお母様方が安心して預けられる学校教育を確立して頂くことをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で須山由紀生君の質問を終了します。

次に、12番議員 岡崎邦博君の質問を許可します。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

通告書に従いまして質問させていただきます。

今回は2点についての質問です。

まず1点目として、小中学校の児童・生徒の学力向上に向けた取り組みについてお尋ねします。

小学校6年生と中学校3年生を対象とした全国学力テストは平成19年度にはじまり6年が経過しました。福岡県はその間、教科区分の多くで全国平均を下回っているため、平成25年度までに全ての教科区分で全国平均を上回るという目標を掲げました。しかし25年度で達成出来たのは小学校の2教科区分だけで、中学校では全ての教科区分で全国平均を下回るという結果でした。また、県は6教育事務所管内で独自に社会、理科、中学英語についても学力実態調査を行っています。

そうした中でお尋ねしますが、福岡県は全国の中で大体どの辺に位置するのか、順位はどうなのか、また6教育事務所と政令市の7地区の内、鞍手町が属する北九州教育事務所の成績、その中でも町内小中学校の成績の状況はどうか。

また県下6教育事務所で行っている社会、理科、中学英語の学力実態調査について北九州教育事務所の順位と北九州教育事務所管内の内、鞍手町を除いた中で、鞍手町の町内小中学校の状況はどうなのか、小中学校の個別というわけではなくて町の平均で結構ですのどの辺に位置するのか順位を含めてお答えを頂きたいと思えます。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

お答えいたします。

福岡県のデータについては9月に新聞報道等でご存じのように、大体ほぼ真ん中ぐらいの数字だったというふうに記憶をしております。福岡県は今までかなり低いところにあったようですがデータを見ますと、これはインターネットで取り寄せても同じことですが、少しずつ上がって来ているという傾向にあると私は認識しております。

いま、お尋ねの教育事務所のデータも実は公表されているのです。ですから事務所単位の順位等については、これもインターネットで出ていますし数字も新聞に出ています。岡崎議員もご存じだと思いますが決して良い方ではありません。6教育事務所プラス政令都市2つを足して2で割った数字を合わせて6足す1で7つですね。7つのランクが出ています。順位は出ていません。数字が乱立した一覧表が出ています。それを見ますと悪いです、決して良くはありませんが、県との差がかなり縮まっています。

私が持っておりますデータによりますと、例えば北九州教育事務所の数学Aに関しましては、21年に全国平均から6.9ポイント低かったのです。4年経ちますとマイナス2ポイントですから急上昇で上がってきています。

中学校の数学Bですが、これもマイナス7.0からマイナス3.3ということですから上がって来ているのです。こういうように全体的に低いと言いましたが、差がかなり縮まってきているのです。全国平均に比べて、全国都道府県も一番下で下回っているのはどれだけ下

回っているかという、一番わるい都道府県でも5ポイントぐらいです。70点前後の5ポイントは一番わるいところです。ですから、だんごレースのようで、そこにかたまってきたというのが最近の傾向でございます。やればやるほど段々こうなっています。というのはどこも必死ですから、そういうような学力向上についての授業をやって来たと思っております。今のは、県及び教育事務所の答えと私は考えています。

今度は町の成績はどうかということですね。これは25年度の全国学力調査を実施するときに、結果の取り扱いについて縛りがありまして、県は市町村の同意がない限り公表してはいけないのです。県は勝手に鞍手町のデータを出したりすることは出来ないという縛りがあります。

もうひとつ、鞍手町の教育委員会がもし公表するとしても、いまお尋ねのような各小学校の個別の生のデータを出すことはならないという縛りがあります。但し、町全体の平均点については教育委員会で判断して下さいというふうに明記してあるのです。うちの教育委員会で昨年この取り扱いについて協議をしましたが、結論を言いますと生点は公表しないということで一致をしているところでございます。教育委員会の判断としては生点は公表しないと。どこまで公表するかということでございますが、大体こうだろうというところでどうかということでございました。

その判断で言いますと、鞍手町は管内でいいますと北九州地区の平均よりも、中学校の国語Aは県平均よりもプラスでございます。中学校の数学Aも大幅プラスでございます。国語Bも鞍手は県よりも。済みません今言ったのは伸び率を見ていましたので訂正いたします。

平成25年度の中学校は全国平均よりも上です。中学校の数学Aも全国平均よりも上です。中学校の国語B、AとBと言いましたが、Aは基礎基本に係わる部分です。Bは応用問題、活用の力を問うということでございます。中学校の国語Bは全国よりも上でございます。中学校の数学Bも全国よりも上ということで中学校は全国水準よりも上の方向にあるということでご理解願いたいと思っております。

それから、小学校ですが国語A、基礎基本に係るものですが全国よりも上、小学校の算数のA、これも基礎基本で全国よりも上でございます。国語Bは全国よりもわるい、応用問題が出来ていません。かなりわるい数字が出ています。かなりわるいといってもポイント数はそれほどありません5ポイント以内です。

算数B、これも全国よりも2ポイントぐらい下ということで、小学校に關しますと基礎基本の国語は上回っていますが、応用活用面になると少し弱い面が出ているという傾向であります。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

いま、教育長の方からご答弁頂きましたが、教育長が言われるように、これは県のホームページから資料は全部とれるわけです。議会の中である程度きちんと明らかにして頂きたい

という意味から質問をさせて頂いたのですが、先程言いました7地区、要するに6教育事務所と政令市を含めた7地区の中では、北九州教育事務所は国語、数学に関しては大体6番目、5番目、先程言いました中学校の国語、数学両Aについては3番目というような位置にあります。

ここで言っているのか分かりませんが、筑豊教育事務所が圧倒的に低くて、その次に北九州事務所というようなところなのですが、今、教育長のご答弁ですと鞍手町は全国平均よりも上回っているということであれば、北九州事務所管内の中でも中よりも上位にあるというふうな判断でよろしいのかどうかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

あまり順番に拘りたくないです。まあ、そこそこ頑張っているなという、北九州事務所管内に9つの教育委員会がございますが、その中でもそここのところを行っているとは私は理解をしています。

個別の学校のところで言いますと、いい学校もあれば、うちは中学校が2つ、小学校が6つありますから、それぞれ学校格差もございまして上位を示していますが、しかし、平均点に関して言いますと、例えば10人、1学年1学級しかありませんから、その学級を見ると10人という数字ですから、1人が欠席すると、平均についてのなんと申しますか、知らせということはなかなか難しい、だから1つの資料であるというふうにとりて頂きたい。

学校は頑張っているかどうかというのは、なかなか平均点とは結び付かないところがあるのではなからうかというふうには思っております。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

次に進みます。

今、鞍手町はどの程度なのかということでお尋ねしたのですが、県は現状の改善に向けた学校や地域の具体的な取り組みの1つに、市町村教育委員会支援として福岡学力アップ推進事業を行っています。その中に学力に課題が見られる市町村として学力向上推進強化市町村を指定しています。市町村の学力向上の取り組みに対する経費、補助や教育事務所に設置した学力向上支援チームの学校派遣等を行っています。

25年度は北九州教育事務所管内では、鞍手町と1市1町が学力に課題が見られる市町村として指定されています。26年度は18地区ということで4地区ほど増えるそうですが、26年度はどうなっているかは分かりませんが25年度では指定されています。このような状況の中で今後どう学力向上に取り組むのか具体的な目標と計画についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

本町は学力向上指定事業の中で指定を受けました。23、4、5と3年でちょうど終わります。県は今後どうするかということですが、26年度以降18の市町村を対象に今の学力アップ事業を継続するというふうに考えていると先日説明を受けました。

本町はそれに再び含まれるか分かりませんが、今まではどちらかという手を挙げて指定を頂くと。何故かという魅力がございまして、毎週12時間の先生3名頂けるものですから、毎週36人の先生が本町に配属されて、週1人当たり12時間ですね、学校に配置されています。そういう補助事業がありますからうま味はございました。ということで23年度手を挙げられたというふうに私は聞いております。それが効果を現して、先程言ったように随分伸びてきたというふうに考えております。

学力測定はこれだけではございません。小学校はCRTテストをやっているのです。これは1年から6年生まで全部です。学力テストは6年生だけです。1年から6年まで一斉に3学期に実施いたします。その伸び具合もずっとつけているわけです。チェックしていますが近年伸びてきていまして、ある学校はこういう直線を描いてももの凄い伸びでございます。

何故かと言いますと、指定授業の際に行ってきました学力向上の3つ大きな柱がありまして、1つは家庭の学習時間を毎日きちんとやる、まあやる、あまりやらない、全くやらないの4段階で調査してまいりました。その判断材料は、小学校1年の場合は1学年掛ける10分です。2年生は2×10分、だから6年生は60分、1年生は10分が家庭学習量です。中学校は60からスタートしまして60×10分、70分です。2年生は80分、3年生は90分というようなハードルを課したわけでもございました。これを毎日しているかどうか、まあまあしている、あまりしていない、していない、こういうような調査をかけて目標を85%達成するようにしようということでこの3年間取り組んでまいりました。

その結果、どの学校も85%前後を突破するようになって来ているのです。あるところは83か4ですが、85%を突破したところはかなりあると聞いています。まず、この家庭学習時間をきちんと行わせるということが1つです。

2つ目は、家庭の生活習慣、早寝早起き朝ご飯ではないが、そういうようなきちんと家庭での規則正しい生活をする。これについては、新学期に各家庭での過ごし方のサンプル例を作って全家庭に配布をするという取り組みもやってきました。

あと1つでございますが、県の学力テストというのは県単独の予算であります理科と社会と、中学校の場合は英語ですね。小学校の場合は理科と社会です。全国学力テストA、B先程言いましたが、全国平均以上を目指す。県の学力テストで平均以上を目指すということで対応してきました。

今後、26年度は12時間の3人の先生ははぎ取られますが、しかし企業内努力で今までのやり方を、システムをそのまま残して、指定を受けようが受けまいが同じ方法でやっていくというふうに考えております。これについてはこの前の最後の学力向上拡大委員会で確認をしたところでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

いまご答弁を頂いた中心は家庭学習の時間を増やそうということがありました。福岡県としては、学校以外の家庭学習の時間も、今まで中学生だと9%ぐらいの生徒が家庭外では全然勉強していないというような数字も出ています。小学校で4.4%ぐらいというこの数字を0にしようというのが福岡県の1つの目標になっています。

もう一つ大きな柱としては、全国平均を全ての教科で上回ろうというのが26年度の目標ということになっています。他に教育長から説明して頂いたのは学習状況調査というのがテストとは別にいろいろ設問において行われているわけです。そういった中で児童・生徒を対象に学習意欲、学習態度、学習環境等について設問があったり、また学校における指導内容、指導方法に関する取り組みとか、学校における人的、物的な教育条件の整備、状況等の調査も実際に行われています。そういったものを総合的に判断して、先程言いましたように県は目標を設定して、それを26年度でクリアしたいという明確な手法をもって取り組むとしています。

私はもう少しはっきりとした目標を鞍手町も持つべきではないかなというふうに思っています。それは先程教育長が答弁されたような、家庭環境に関する学習時間の問題についてもそうですが、私自身も点数に拘るわけではありませんが、点数はやはり習熟度を図る目安として私は必要ではないかなというふうに思っております。中身については詳細に分析が行われていまして、こういう單元についてはこういう設問があって、これについては何パーセントの正答率だったというようなことが事細かく調査報告書の中には書いておりますので、そういったことも分析しながらはっきりとした目標を持つことが、私は学力向上に結び付くというふうに考えるのですが、その点についてどうですか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

議員のお尋ねの部分ですが、本町は毎年学期初めに各小中学校から、鞍手町学力向上推進プランとって計画を出させています。これはかなり細かく書いていまして、1つずつ説明すると時間が掛かります。こういうものです小学校6と中学校2ですね。この計画を出します。これによってどのくらい達したかどうかということを年度末に、この前の学力拡大向上委員会でしたことですが、各学校がおよそどれくらい達成したというふうに、ここにきちんと申告しております。それぞれデータで出しております。

家庭の学習時間量がここに出ています。例えば全くしていないというのは、この学校では5から7%ぐらいです茶色の部分です。青はきちんとしているのです。こちらがまあまあ、週に4日から5日くらい、合わせますと大体これで見ますと、この学校では80%ぐらいでしょうか、中学校は若干下がりますが小学校は80数パーセントとなっています。こういう

ようなところでデータが出てまいります。これによって次年度はどうするかということも書いています。これをみんなで確立するだけでなく、点検評価、検証を行います。それは1月だったと思いますが、県の指導主事等やPTAの会長さん達も同席しますから、その中かなり生々しい数字が出てまいります。

こういう検証委員会のフィルターを通して、最後にこういうことを来年度やっていきたいということで纏めたわけでございます。

先程概略は早口で申し上げましたが、申し上げた内容にそって行っています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

またご答弁を頂きましたけれども、それは教育委員会または学校の校長、教員の先生方の中で検討を重ねられて、そういった新しいプランも出来ているのだと思います。

いま思うのは、先生方は一生懸命されているのは勿論ですが、先程ありましたように端的な1つの例として学校外の学習時間について、やはりこれを全然しない子を0にするという目標を県は上げているわけですが、そういったのはやはり保護者の方だとか、もっと言うなら地域の方についても協力をして頂くというようなことも必要になってくると思うのです。

ですから教育委員会または先生達の中で、そういったプラン、計画を立てるのは勿論必要なのですが、それと同時に保護者の方、または地域の方達も分かりやすいような目標設定、またその目標を達成するための分かりやすい計画というのも私は必要ではないかなというふうに考えています。ですから今回このような質問をさせて頂きました。

一番分かりやすいのが新聞紙上でも報道されました学力テストについてのことなんです、そういったのも1つの目標として設定するというのも私は必要ではないかなというふうに考えています。そのことをまた検討して頂いて、26年度について保護者の方達にも分かりやすいような目標を設定していくことが、私は学力向上に結び付くというふうに思っておりますので、ご検討を頂きたいというふうに思います。

次に進みます。

1の3番目として、土曜授業についてお尋ねします。

文科省は昨年11月に土曜授業を行いやすくするために、学校教育法施行規則を改正し施行しました。これまで土曜授業は特別の必要がある場合に限っていましたが、改正により教育委員会が必要と認める場合、教育委員会の判断で実施出来るようになりました。

そこで、福岡県は26年度より政令市を除く県内58市町村の全小中学校689校を対象に、教員OBら外部講師による土曜授業の導入方針を決めたとの報道がありました。そこで、鞍手町ではどのような方針に基づいて実施されるのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

お答えいたします。

土曜授業に関しては、本町は昨年度から始めております。例えば、小学校の場合は11月か12月頃でしたか、餅つき大会等をやっていまして、振り替えはありませんから子ども達は月曜日は普通どおり出てまいります。その分時間数としては増えたということになります。時数カウントをいたしますので。

中学校の場合は、例えば地区懇談会を本町はやっています。この地区懇談会に生徒も参加するというようなことで北中などは今年度やっていました。これは道徳でカウントするというようなことでやっています。4月の授業参観の後のPTA総会、これも振り替えはありませんというか、夏休みに纏め取りをするのです。

先程の11月、12月は先生方は冬休みに纏め取りをして頂きます。勤務時間は週40時間でございますので、その分は長期休業で取って頂くということで、中学校は大体3回ぐらい実施をしており、小学校は1ないし2回実施しているのが現状でございます。

なぜその教科書を使った授業が出来ないのかということでございますが、これは実は縛りがありまして、学校週5日制度というものは元々土曜日を休業日にすると、休みにするというふうに施行規則を変えたわけです。そういうことで完全週5日制になって12年でございますが、ずっとその方式でやっていきますので週5日制の趣旨は、学校、家庭、地域の三者が互いに連携し、役割分担しながら社会全体として子どもを育てるという理念の基に始まったわけでございます。ですからこれを外すわけにはいかない、学校が単独で教科書を授業が遅れたからといって、特別な理由があればともかく、台風とか雪とか、そういうことがあればともかく、そうでない限りは出来ないという縛りがあります。

先程言ったような、体験学習とか保護者と一緒になったような行事等で土曜日を有効活用して行こうというふうにやっているところでございます。

それと、学力向上と学校週5日制というのは、なかなかなじめない問題ですから私ども現場の者としては苦慮しているところでございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

いまご答弁頂きましたけれども、平成24年3月に市町村教育委員会の教育長宛に、福岡県教育委員会の教育長から小中学校における土曜日の授業の実施に係る留意点についてという通知が出ています。その中では、いま教育長が言われたようなことが書き込まれているわけなんですけど、先程も言いましたようにゆとり教育の見直しから文部科学省も土曜日の教育活動推進プランというのをつくっています。その中で、26年度の、勿論予算の概算要求のポイントとして上がっているのですが、土曜日授業推進事業というのが2億円ほど付いているのですが、その想定される土曜授業の例として、総合的な学習の時間、英語教育、道徳、特別活動、化学実験教室、補充学習、発展的学習と、まあこういうものを想定して事業費が付いています。

また土曜の教育推進委員の配置とか、先程言いましたOBの方達のような外部講師の配置だとかも予算付けをされています。従って学校教育施行法を改正して市町村教育委員会の判断で土曜日の授業を行えるというふうに法的にも改正されています。ですからここは、先程教育長が答弁をされましたことも大事なことでありますけれども、先程も言いましたように福岡県としても目標を掲げていまして、福岡県は25年度全国学力学習状況調査報告書の今後の取り組み中、先程の市町村の中で、要するに全国平均を上回るという目標なんです、それを達成するために中学校での取り組みを強化する必要があると。

各学校においては、土曜授業の使い方を工夫したり、習熟度別学習の充実を図ったりする等して、組織的、継続的に取り組み、基礎学力の定着や活用力の向上を図る必要があると述べられています。学力についてははっきり土曜授業を活用しようというふうに県の報告書の中で上がっています。そういったことを踏まえてもう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

それはどこに書いていますか、私はそれは初耳です。新聞ではあのような報道がありましたが、私も県の方からは正式にそういうことは聞いていません。

いまおっしゃった文科省が出しています26年度の概算要求ポイントは、土曜授業の推進事業2億円の内訳は、いわゆる総合的な学習時間、英語教育、道徳、特別活動、化学実験室、補充学習、発展的学習ですから、これは教科書を使った授業ではございません。

もう1つ、いわゆる特別非常勤講師、報酬とか、外部人材の謝金、旅費、そういうものにこの2億円を充てるというふうに明記してあるのです。

この前の西日本新聞もポンと出て来ましたが、私どもは全く正式に県の方からは説明は受けていないのです。どうしてそういうような情報がいったのかは私はよく分かりません。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

ここに25年度全国学力学習状況調査というのが福岡県の教育委員会が25年12月に出しています。これは国語、算数、数学、質問用紙調査結果報告書となっています。これはページが多くて1つに綴じられなかったのですが、その6番目の纏めと今後の取り組みというのが82ページですが、1枚開けまして83ページに、福岡県の教育施策に関する指標の現状というのがあります。

その中で先程も言いましたように、25年度福岡県の教育施策実施計画では5つの柱があってということで、個性や能力に富み、学力、体力を備えたこども達を育てるに係る指標として2つの目標を設定しているというのが、確かな学力の育成として目標値が全ての教科区分で全国平均を上回るということです。

②として、家庭での学習習慣の定着ということで、先程言いましたように学校の授業時間

以外に小学校では4.4%、これは24年度の数字ですけれども、中学校では9.5%が全く勉強をしていないということから、これを0を目指すというのが26年度での目標値になっています。その中で読めば長くなるのですが、26年度では全ての教科区分で全国平均を上回るという目標を設定し、それを達成するためには中学校での取り組みを強化する必要がある。各学校においては、土曜授業の使い方を工夫したり習熟度別学習の充実を図ったりする等して、組織的、継続的に取り組み、基礎学力の定着や活用力の向上を図ることが重要であると。これは指標1 確かな学力の育成の中で述べられています。

これは県の教育委員会が出した調査の報告書の中に述べられています。ですからこういったことを基にして報道では述べられているのではないかなというふうに私は思います。私自身も県がこういう方針を明確に出していますので、はっきりと土曜は月に2回授業をすると。それについては5,500万県は予算を充てていました。ですので、当然鞍手町も県の意向にそった方針で、土曜授業については考えているのではないかという思いから質問をしています。ご答弁のほどお願いします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

今のも全く初耳です。基礎基本という言葉は分かります。隔週2日ということは全く聞いておりません。

岡崎議員は、今、入手されて今2日と言われましたが新聞ですか。

○12番 岡崎 邦博君

それはそうです。

○教育長 水摩 幸隆君

私は、教育委員会や県の方から何一つ聞いていないのです。

この前電話しましたが答えはありませんということで、5,500万円のための、議会を通過する儀礼があるでしょうから、それから言いはじめるのかどうか分かりません。そんなところではないでしょうか。正式にはまだ聞いておりませんし今まで通りの方式でやろうかなというふうに思っているところでございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

少なくとも、私のような者でも福岡県の教育委員会の調査報告書が入手出来るわけですし、その中にまとめと今後の取り組みということで、こういうことがはっきりと明記されているわけですね。ですから県から直接聞いていないということですのでけれども、予算上の措置としても小中学校での土曜授業の推進、そして予算額5,500万円、これも勿論報道ですが、あがっています。

行政もそうですが、あまり先取りをする必要もありませんけれども、一応こういうことが

幾重にも重なって出て来ていますし、国の方針としてもゆとり授業を見直そうということでもあります。実際に授業数、コマ数も足りないというような中身が充実することによってコマ数も足りないというようなことも言われておりますので、鞍手町としてもここは外部講師の方をお願いして、何某かの学力向上に向けた必要性もあるのではないかなというふうに思いますが、如何でしょうか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

26年度で具体的な土曜授業の基礎として、鞍手町は鞍手寺子屋を学習ボランティアを募集しまして5月からスタートします。年間に14回ぐらい、小学生を募りまして第1土曜日に鞍手中央公民館で行います。

小学生の夏休み、冬休みも使って合計30回という数です。10時から11時45分まで、みかじめをして頂く方は外部の方で、コーディネーターの方をお願いするという事で計画をしております。

その他、先程ご案内のようにいろいろやろうと私も考えていますが、しぼりが多いものですから、情勢等を勘案しながらやって行こうと思っております。

1つネックになるのは、町のいろいろな行事を組んでいますね。これとダブルブッキングするのです。それで保護者の方から、何で土曜日に餅つき大会をしないといけないのかと、餅つき大会でもそういう声が出るのです。なかなか土曜日に子どもを今学校に出さそうとか、いろいろ行事を組もうという時に厳しく、調整が難しい実体。

それから部活動、中体連、各種協会主催のいろいろな大会をやっていますが、この関係で子ども達はしょっちゅう練習試合や大会に出ています。このために土曜日の調整が非常に難しゅうございます。

議員がおっしゃった内容を十分踏まえながら26年度、27年度に向けて検討して行きたいというふうに考えています。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

1つの例として、これは新聞報道等で書かれたものですが、先程もちよっと言いましたが、筑豊教育事務所は正答率は低いわけですが、その中でも例えば飯塚市では全小学校で百マス計算とか、漢字の書き取り、音読等、徹底反復学習、生活習慣の改善を2本柱とした陰山メソッドと言われる指導方法を導入していたりと、これは土曜授業に限らずの話ですよ。

また協調学習を片山小学校では導入していて、活用の部分でかなり成績が上がって、秋田県の平均点を上回るような成果を出しているというような紹介があったり、または大任町では役場の会議室を無料の町営塾にしていると。いろいろと塾自体も少なかったりとか、経済的に余裕のないところもあるということでそういう取り組みをしていたりとか。これは週6

日、小学校の4年生から中学生までを対象に国語、数学、算数を教えていると。

または、豊後高田市では地域住民が放課後等に小中学生に勉強を教える、先程鞍手町も取り組むと言われていました、現代版寺子屋学びの21世紀塾というのをやっているそうです。他にも各地でいろいろな取り組みがなされているというふうに思いますので、そういったところも参考にしながら是非とも、こども達は鞍手町の宝でもありますので、少しでも良い教育環境の中で充実した学習を整えて頂きたいというふうに思っております。

次に進みます。

2番目として、高齢社会における総合福祉センター福祉棟の役割についてお尋ねします。

鞍手町は、町長もご存じのように高齢化率が31%を超えほぼ3人に1人が65才以上の高齢者となっています。そうした中で総合福祉センター福祉棟が高齢者の憩いの場として利用されていますが、建設後14年が経過し、あちこちに傷みが出て来ています。

そこでまずお尋ねしたいのですが、高齢者における福祉棟の役割について町長はどのように捉えられているのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず福祉棟の役割についてということで、当時福祉センターの建設に当たり、福祉棟については少子高齢化の急速な進展、そして核家族化等により町民のライフスタイルや価値観の多様化の中で町民の保健福祉活動の活性化、福祉意識や健康づくり意識の高揚等の他、保健福祉に関する情報提供等も行う役割を複合的に備えた施設として整備されたと記されております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

いま利用されている人はかなり減っては来ていますが、何れにしても高齢者にとって憩いの場であることには変わりはありません。むしろ、どう多くの方に利用して頂くかというのが今鞍手町にとっての1つの課題ではないかなというふうに思っております。

そうした中で次の質問に入りますが、徳島町長にとってはこの26年度の当初予算が町長の考えで作成した初めての本格的な予算となります。先日の議会開会日に町長の町政運営の基本施政と予算内容の概略説明と一般会計の提案理由の説明がありました。その中でまず鞍手町を魅力ある住みたい町へを目標とする4本柱。次に、鞍手町を老若男女全ての人が笑顔で暮らせる町へを目標とする5つの柱が述べられました。その第2の柱に福祉の充実が上げられています。その中身についてはとても結構なことだというふうに思います。

ただ、一般会計予算で昨年まで2年続けて福祉棟のエコ給湯設備工事費として計上されていた予算が、過疎債の総額抑制の影響で2年連続して減額されました。その工事費が26年度の当初予算には計上されていません。

そこで、福祉棟給湯施設改修の必要性について、町長はどのようにお考えかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今議員がおっしゃいましたように26年度予算には一応上げておりません。過疎債の満額充当を見込めなかったのが1点と、1つはエコ給湯におけるところも考えたのですが、福島原発がございまして電気代がかなり高騰してきたと。そして電気代も一時的な需用が上がると、それに準じて基本料金が決まるということで、かなりいろいろまだ試算状況ではあるのですが、先行きがちょっと今のところはエコ給湯にするにしても電気代が見えてこないという部分が発生いたしました。

ご承知のように石油系ですね。重油もかなり値段が急騰いたしております。電気代も先行き不透明で、かなり上がってきてはおります。ということからしますと福祉センターに占める経費的な割合というのが、議員がおっしゃいました給湯設備、お風呂の施設ですね、この部分においては多分を占めております。

今のところ1日の利用客が90人あたりと、ピーク時は290人からすると3分の1ぐらいにかなり状況的にも利用者が減ってきております。ですから、もうちょっとこの辺のところは26年度でどうしようかと私も悩んだのですが、先行き不透明でここでお金を注ぎ込むというのはちょっと危険だなというのを感じましたし、また、議員がおっしゃいましたように平成12年に建っておりますので、出来上がって来年で15年になります。大体建物というのは大体15年過ぎ頃からエアコンの不調とか、屋根の葺き替えとか、壁のいろいろな補修とか、最近に至ってはいろいろなところが悪いというような状況が発生して来ております。

そういったことを鑑みますと、じゃそこにだけ大きなお金を注ぎ込んでどうなのかということも経費的な部分も踏まえまして、ちょっと検討中でございますのでお時間を頂ければと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

利用者の数がピークの290人から90人程度に減っているというようなことがあって、大きなお金を注ぎ込むのが危険ではないかなというようなお答えでしたが、なぜこんなに利用者が減ったのかというような分析はされているのですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

平成21年度に町外者の料金を上げたと私は聞いています。その後何か急激に利用者が減ったと伺っております。それと営業時間を短くしたということも聞いています。以上ござ

います。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

営業時間が短くなったのは凄く大きなことでした。それと後、料金が町外、町内一律の料金で300円だったのが、町内、町外を区別したというのかなり影響を受けています。そういったことが原因ということと、近隣にお風呂が出来たりというふうなこともあるでしょう。

そういったことは考えたとしても、今鞍手町は、先程も言いましたようにこれからも益々高齢化が進みます。すぐ3人に1人が65才以上の高齢者になるわけです。尚且つ、また独居の方が凄く増えていまして、行き場がないというようなことにもなりかねないのです。行き場がなくて1人で家にいますと、これは社会性を失い段々と認知症になる可能性も確率的に高くなってきます。

そういった意味からしても、最初の目的にありましたように大きな福祉目的として高齢者の方達が集える、また憩いの場としての福祉棟は私は必要があるのではないかと。例えば灯油、電気代が上がったとしても、そういったものには換算出来ない部分が私はあるというふうに考えますが、如何でしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

おっしゃるのは重々よく承知いたしております。ちょっと話がずれるのですが、独居老人のことを言われましたが、独居老人につきましては地域ではサロン等を設けさせて頂いて、そこで皆さん方と憩いの場を設けているというような、そういったことも取り組みを行っております。

それと、行政を預かるものとして、当然私としては充実させたいという思いは多分にございます。ただ限られた財源の中で私は運営を行っていかねなければならないということもございますし、また90人の方達というのが、決まった利用者、同じ方が利用されているというようなことも聞き及んでおります。

費用対効果というのは、本当に言いたくはないのですが、ある意味利用していない町民の皆さん方からすると、何であそこに我々の税金がたくさん注ぎ込まれないといけないのかという視点的なことも、我々執行権者として考えてもいかななくてはいけないのではないかなと思っております。出来れば私としては、あれもこれもサービスしたいという思いは、根底では岡崎議員と私の気持ちは一緒だと思います。けれども私は税金を預かり、それを執行する権者と致しまして、あそこの建物自体が古くなってきて、いろいろなところに支障が生じて来ていることも聞き及んでおります。あそこにどれだけお金が必要になってくるのかということ全体を踏まえながら今後計画をやって行きたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

端的に言えば費用対効果が合わないというような答弁のように聞こえるのですが、福祉というのは、そもそもそういった費用対効果を考えるべきものでないというふうに私自身は思うのですが、百歩譲って考えるとしても、例えば、福祉センターがなくなることで介護保険の給付が増えたりとか、または施設に入る方が増える可能性も今後あるわけです。そういったことを考えれば、あそこに福祉棟を維持するのと、そういった高齢者の介護、予防、特にあそこについては介護予防の機能もかなり私はあると思っております。

そういったことを考えれば、十分に効果があるものだというふうに思っております。ですから、掛かる経費と入って来る収入では割り切れない効果があると考えていますが、その辺は町長どうお考えですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃるとおりだと思います。私は基本的に教育と福祉はお金をたくさん注ぎ込んで、充実したサービスを行うべきだと思います。ただ何度も申しますように、気持的には岡崎議員と私は一緒だと思います。

福祉というのは充実させて、単なる費用対効果だけを見るべきではないと私は百も承知いたしております。ただ何度も申しますように、総合的にあそこをどうすべきかということも踏まえてやって行かないと、単一的なところにお金を注ぎ込むことによって、後財政がどうなるのかという部分も考えていかななくてはならないと思っておりますので、今しばらくお時間を頂ければと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

給湯施設については、ボイラーも14年を経過してかなり傷んできていると聞いています。正月とか長期の休みがあった場合には、一辺止まったりというようなこともあったようです。ですから時間を掛けて検討する必要は理解出来ますが、そうそう時間も掛けてもらえないと。止まった時点であそこは休止するしかないわけですから、早急に考えて頂きたいというのが1つです。

決まった方が利用されているというようなお話を何度もされますけれども、そういった方こそがあそこを支えている人達でもあるわけです。ですから、福祉棟の必要性を一番感じている人達だろうというふうに思います。そういった方達も含めて、より多くの方達が福祉棟を利用出来るように考えるのが私は行政の役目ではないかと。

公共施設というのは、そもそもそういうものではないかなというふうに私は思っています

ので、そういったことも含めて、あまり長くない時間の中で検討して頂ければというふうに思います。これで私の質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で岡崎邦博君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際、休会についてお諮りします。

明日11日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日11日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 14時48分

平成26年鞍手町議会第2回定例会会議録（第3号）						
平成26年 3月12日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成26年 3月12日 午後1時00分				川野高實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成26年 3月12日 午後2時58分				川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	10	武谷保正		11	宇田川亮	

職出 務席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	原敏勝	出欠
	福祉人権 課長	鯨坂健二	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	税務住民 課長	藤原光徳	出欠	保険健康 課長	長友浩一	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠			
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成26年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月12日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第2号 過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第2 議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第4号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第5号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第6号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館授業料等徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第7号 鞍手町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第8号 鞍手町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例
- 日程第8 議案第9号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第9 議案第10号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第11号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第12号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第13号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第14号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第15号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第16号 平成26年度鞍手町一般会計予算
- 日程第16 議案第17号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第18号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第19号 平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第19 議案第20号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第21号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第21 議案第22号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算

- 日程第22 議案第23号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算
- 日程第23 議案第24号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算
- 日程第24 議案第25号 平成26年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第25 議案第26号 鞍手町道路線の認定
- 日程第26 議案第27号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定
- 日程第27 議案第28号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定
- 日程第28 議案第29号 中学校施設環境改善交付金事業 鞍手町立鞍手中学校改修等
整備工事請負契約の変更

平成26年3月12日（第3日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第2号 過疎地域自立促進計画の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第2号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第2号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第3号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第3号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第4号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第4号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第4号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第5号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第5号は総務文教委員会に付託したいと思っております。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第5号は総務文教委員会に付託することに決定しました。
次に、日程第5 議案第6号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館授業料等徴収条例の
一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回の授業料の徴収方法の改定ですが、私立高校では今まで就学支援金制度という形になっていたと思いますが、公立高校については不徴収制度というのがあって、これがなくなったことに伴うものではないかと思いますが、これについていろいろな各機関から懸念があって、入学金とともに年間の授業料を一辺に払わないといけないというような状況が生まれるということから、国会でも少し問題にもなりまして、今年の2月5日に文科省から各都道府県の教育委員会に宛てて事務連絡が行われています。それで、新制度の授業料の徴収については、生徒保護者の負担に十分留意したものとなるようご検討頂きますようというような事務連絡が来ていると思いますが、これについて連絡が来ているのか、それと徴収について入学金とともに一辺に年間の授業料を払わないといけないのか、それについて教えて下さい。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

議員お尋ねの件でございますが、私の方は、それは承知しておりません。ただ、この件について先日県の方で関係職員を集めての説明会があったというふうに聞いていますが、本校では、豊翔館の関係でうちの方から職員を1人行って説明を聞いて帰ってきたところでございます。いま、お尋ねの件についてはよく存じておりません。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

ただ、今までは毎月なり払ってきたのですが、それを年間の授業料として一辺に、一時に負担が大きくなるわけですね。例えば3月とか4月とかに一辺に年間分を払わないといけないということの懸念から、高校の授業料を一辺に徴収しないように、一時的に保護者の負担にならないように、今まで通り払えるようなことに留意して下さいという事務連絡が文科省から県の教育委員会の方に来ているのです。

今回の議案ですが、条例案ではそのことは私もよく分からないのですが、一時徴収するようになるのか、それとも今までどおりの授業料の支払いということかということをお尋ねしたいのです。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

これは、今度からは授業料を原則的に、今おっしゃいましたように授業料は徴収するということが原則となります。ただし、市町村税の所得割が30万4,200円以上の世帯について授業料を負担いただくということで、それ以下の方についてはこれまで通りに原則授業料の負担はございません。ただ、これについては申請主義でございますので、全員申請をして頂いて所得税等の審査を行いまして、原則といたしまして年収が910万円以下であれば、これまでどおり授業料の徴収はないということになっております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第6号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第6号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第7号 鞍手町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第7号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第7号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第8号 鞍手町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第8号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第8号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 8 議案第 9 号 平成 2 5 年度鞍手町一般会計補正予算（第 8 号）を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の 1 8 頁をお開き下さい。

1 款 議会費及び 2 款 総務費について、1 8 頁から 1 9 頁まで質疑はありませんか。次に進みます。

3 款 民生費及び 4 款 衛生費について、2 0 頁から 2 4 頁まで質疑はありませんか。岡崎邦博君。

○ 1 2 番 岡崎 邦博君

2 3 頁の予防費で、風しん緊急対策事業扶助費 2, 3 0 0 万円ほどが減額されていますが、素晴らしい事業だったと思うのですが、実際にはこれを何人ぐらいの方が受けられたのかをお尋ねします。

○ 議長 川野 高實君

保険健康課長。

○ 保険健康課長 長友 浩一君

お答えいたします。

風しん緊急対策事業扶助費ということですが、3 月 1 1 日現在で女性が 6 1 名、男性が 1 0 名、計の 7 1 名。金額にしまして 6 6 万 6, 2 1 9 円となっております。以上です。

○ 議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○ 1 2 番 岡崎 邦博君

最初に予算を計上した際の見積と大きくかけ離れたのですが、その原因はどこにあるというふうにお考えですか。

○ 議長 川野 高實君

保険健康課長。

○ 保険健康課長 長友 浩一君

当初は対象年齢の全員 2, 6 4 3 人でしたけれども、全国的に爆発的に風しんが流行するということの危機感を持って全対象ということにしましたけれども、実際は風しんの予防接種を受けた方が 7 1 人ということで、見込みがあくまでも全員ということでしたのでこの開きとなっています。以上です。

○ 議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

5 款 労働費から 8 款 土木費について、2 4 頁から 2 7 頁まで質疑はありませんか。岡崎邦博君。

○ 1 2 番 岡崎 邦博君

25頁の農業基盤整備促進事業が1,300万円ほど付いていますが、その中身についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

お答えいたします。

この予算は、国が好循環実現のための経済対策を実施するために、補正予算を計上しましたことに伴いまして本町もこの事業を実施することにしました。この事業の目的は、生産基盤の整備レベルや事業規模等、地域の実状に応じて農地の大区画化、汎用化、畑地かんがい施設の整備等の農地、農業水利施設の整備を実施するものでございます。

今回、新延南区営農組合が麦、大豆作付け拡大のため、地区内の排水補助水田に暗渠排水を実施することとしまして、事業に取り組むこととしました。

事業規模は農家数41名、受益面積8.9ヘクタール、補助単価は10アール当たり15万円の定額補助でございます。それ伴いまして総事業費が1,335万円となっています。

この事業は補正予算でつきましたので全額翌年度に繰り越すこととしています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

9款 消防費及び10款 教育費について、27頁から30頁まで質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

13頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。

13頁から17頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

14頁の地域の元気臨時交付金、これは昨年度の補正予算で上がった分の交付税措置なのだと思うのですが、中身について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この地域元気臨時交付金の補正339万9千円につきまして、この元気臨時交付金につきましては、24年度の一次分と25年度の二次分という形になります。これは25年度の二次分になります。

この算出の対象となりましたのは、県事業の負担金に対する事業費が基になって算定され

ています。

具体的には、県事業で上松尾池の整備事業に伴う町の負担金に対して臨時交付金が充てられたということになっております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

いわゆる元金交付金で二次分では339万9千円というのは、まるまる変な話浮いたという形になってくるのですか。一次分はどのくらいだったのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

一次分が270万円ございます。今宇田川議員が申しましたように339万9千円が臨時交付金として町に入ったということになります。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

一般質問の時にも言いましたが、一次分で270万円、二次分で330万円、約340万円ですけれども、合わせて600万円程度が交付税措置によって本来鞍手町が負担しなければいけない分が、負担しなくてよくなったという形ですので、これを財政状況が厳しいから、これはよかったということで済ませるのでなく、浮いた分を是非とも他の分に充てて頂きたいということなのです。福祉の充実だとかいろいろなことがあると思いますけれども、その点について町長の考えを教えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

前向きに検討させて頂きたいと思います。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

14頁の土木国庫補助金の土木事業社会資本整備総合交付金が957万円ほど付いていますが、これはどういう交付金なのか、またどういう事業を対象にされているのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

主なものは、国の補正予算に伴います調査業務委託料として、橋梁の長寿命化の修繕計画の策定業務委託、それと道路ストック総合点検業務委託に対する交付金で960万の増額になりますが、当初予算で計上しておりました橋梁長寿命化、全183橋中の50橋分でございますが、これが10万円の増額になります。

そして工事の補助金としましては契約額の60%ということで、これが13万円の減額になりますので、トータルで957万円の増額補正をさせて頂いております。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第9号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第9号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第9 議案第10号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第10号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第10号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第11号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第11号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第11号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第12号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第12号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第12号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第13号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

西区用地がようやく全て売れたということですので、その経緯と中身について具体的に教えて頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

先日の2月26日の臨時議会におきまして、町長より行政報告をさせて頂いておりますこの西区用地B用地につきまして、特殊車両の企画立案設計製造販売を行う株式会社プレジールと、おでん材料の製造販売を行う有限会社伊藤食品に、それぞれB用地の約3分の1と3分の2に分割しまして販売することとしております。

それぞれ、行政報告させて頂いたとおり、まず株式会社プレジールにつきましては、一部を貸付特約付きの売買契約となっておりまして、まず、本年度に面積が1,725.03㎡、売買価格で1,076万4千円。10年以内に買い上げて頂くというお約束で、面積が1,718.62㎡、金額が1,072万4千円となっております。

伊藤食品につきましては、貸付特約付きの売買契約になりまして、3,301㎡を買い取らして2,059万2千円。それから特約付きの部分の面積が1,629.69㎡で、1,016万9千円となっております。

今回補正につきましては、通常の売買契約で買い上げて頂きました、プレジールが1,076万4千円と伊藤食品さんが2,059万2千円の部分で、合わせて3,135万6千円を補正計上という形にさせて頂いております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

最初にA用地が売れたときも価格の設定だとかをお尋ねしましたけれども、それが適正なのかどうかと、A用地との比較も含めて教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

A用地につきましては、予定販売価格の6割ということで販売させて頂いております。今回B用地につきましては、B用地を一括で販売するのであれば同じ単価という形になりますが、今後それぞれB用地を分割して、3分の1、3分の2に分割して販売することになりましたので、その分割費用ですとか、新たに進入路を設けなければいけないというような条件で費用が掛かりますので、その分もいろいろ加味いたしまして平米辺りの売買単価はA用地の60%から65%という5%引き上げられた額となりまして、平米辺り6,240円という価格で販売させて頂いております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今回は貸付特約というのが付いています。これは業種も全然違う会社なんですけど、両方とも特約が付いているのですが、これは要するに先方の方から特約を両方とも求めて来たのですか。それとも鞍手町がこういうことでもいいですよというようなことで進めたのですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

この特約付きの売買に至った経緯につきましては、当初それぞれの先方さんが、まず先に欲しい面積というのが今回分割した部分というふうになります。

ただ、将来的には営業を拡大して行きたいという思いがありまして、今現在ではその部分については借地で対応していきたいということの申し出がありまして、この部分は町が受けたという形になっています。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

鞍手町は専門学校で大きな授業料を払った経緯があります。特約ですから貸付に対しての賃貸料は入ると思うのですが、例えば10年後にやはり撤退するというようなことになった場合に、そこに構造物も出来ているわけで、最終的にそこは更地として賃貸している部分については返すとか、特約の中身についてはどういうふうになっていますか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

貸付特約付き売買につきましては、まず10年以内に必ず買って頂くという形になっています。もし10年以内に売買が成立しない場合は、B用地で先行して買われた部分も返して頂くという契約になっています。

○12番 岡崎 邦博君

更地にして返すということですか。

○企画財政課長 三戸 公則君

当然これは構造物が建ちますので、更地にして返して頂くのですが、その費用については、今度は逆に一旦売った町の土地の部分に対しては、先方さんに逆にお支払いしなければいけませんけれども、その解体部分については差し引いて代金をお返しするという形になります。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

ということは先行して買ったもの自体も、清算するときには鞍手町が差引するというような説明だったのですが、そこは切り離すべきではないかと思うのです。

結局買ったような、買っていないような、はっきり分からない契約に受け取れたのですが、もしも会社が倒産したりだとか、必要がなくなったというようなときに、もう少しはっきりとした形しておかないと、専門学校のようにならないとも限りませんので、もう一度買ったところは買ったものとして向こう側のものになってくるのかどうか。売買代金自体は相殺することがあるのかないのか、私自身はそれは相殺する必要がなくて、構造物があるとすれば当然更地に、要するに賃貸契約を結んだ残りの部分についての構造物は、私は更地にして返してもらいべきではないかと思うのですが、もう一度詳しく説明して下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

まず、それぞれB用地のプレジールさん、伊藤食品さんは道路に面した方を買上げられております。この部分については当然所有権も移転しております。それぞれのプレジールさん、伊藤食品さんの所有物になります。

その奥につきまして町有地として10年以内は借地として、10年以内に買上げて頂くという形になります。当然前の部分については買い戻し特約というのもつけておりますので、もし10年以内に何かの事情があつて撤退されるということになれば、買い戻し特約で、一旦所有権が向こうに移っておりますので、逆に鞍手町が今後その土地は買い戻すという形になります。

その時に、当然奥の部分が借地になっていきますので、使い前がないということになっては

いけませんので、買い戻し特約で買い戻すということになります。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

書いて説明したいと思います。

(町長「黒板に説明図を書く」)

今回、こちら半分を売却したのですが、まずはプレジールさんと伊藤食品さんと、実際に売買でやったのはこの部分です。それとこの部分を売買いたしました。

この部分とこの部分については、私が判断したのですが、銀行さんといろいろ話しまして、これだけ全部最初買うとなるとかなりの大きな金額になるということで、会社にあまり無理をさせたらいけないと判断いたしまして、半分は賃借いたしましょうと。その換わり10年以内に買って下さいということの特約を付けました。そしてこの部分だけお支払い下さいと。

ただし、万が一あってはならないけれども、お宅の会社が倒産とかになったときには、当然売却した土地についても鞍手町が買い取りますという買い取り特約も付けさせて頂きました。

なぜならば、ここがプレジールさんの名義になってももし会社が倒産すると、ここが競売とかになってしまいましたら裏の土地が使えなくなってしまいます。ですからここを鞍手町が買い取りますよという特約を付けました。

もう一つ、なぜ買い取り特約を付けたかかというのは、銀行さんにとってもプレジールさんが銀行からお金を借りるときに、鞍手町が買い取るという特約を付けることによって銀行は安心するのです。ここにお金を貸すことに対して、何故ならばもしここが倒産しても鞍手町がこの土地を買い取ってくれるとなると、銀行はここに融資したお金が抵当権を設定していますので、鞍手町が払うお金が銀行に入ってくるということになりますので、銀行は取りはぐれることがなくなるということになります。

こちらも同じ意味ですね。この土地は売ったのですがここは賃借すると、賃借においては条例に則った賃貸料を頂くということにしました。ですから、ここを売却しても固定資産の減免は3年間減免になるでしょう。だけど逆に、ここを賃借することによってそれ相当の固定資産税に代わる賃貸料が直ぐに入ってくるということも考えました。ですから、初年度からお金が入ってくるようになります。

うちとしては、これを売却することによって、じゃあどこにリスクがあるのだということ考えた場合に、もし会社が倒産したりとかになったときには、この土地をどのように保全をしなければいけないのかということを考えました。

私が考えたのは、先程申しましたように全てを町が買い取りますという特約を付けさせて頂きました。以上でございます。

○12番 岡崎 邦博君

構造物はどちらが処分するのですか。

○町長 徳島 眞次君

結局代金を頂いておりますので、そこに構造物があれば当然町が買い上げますので、その時点で相殺する格好を取らせて頂きます。

○12番 岡崎 邦博君

分かりますが、構造物を壊すだけでも相当掛かりますよ。何にもならない。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第13号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第13号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第14号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今も工事が乱立してなかなか建設資材も入らないということも含めて、工期も年度内に完成は無理ということなので来年度ということなのですが、目処としては大体いつ頃完成する予定なんでしょうか。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えいたします。

今現在造成工事としまして1工区から5工区まで出しています。1工区、2工区につきましては、4月の中旬で完成する予定でございます。3工区から5工区につきましては、最終6月末ぐらいまでかかるかなと考えております。

いま発注しているのが、水道工事の一部と浄化槽と防火水槽の工事を発注していますが、防火水槽と水道の一部の工事については3月末までに完成いたします。浄化槽につきましては、4月末ぐらいまで掛かるかなと考えております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

結局、泉水の町営住宅の方々はいつ頃移られるのですか。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

いまの予定でございましたら、年明けになるかなとは思っております。泉水の区長さんの方にもその旨のお話はさせて頂いておりますが、住民の方々に対しても今後説明会等がございますので周知をさせて頂きたいと考えています。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第14号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第14号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第15号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第15号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第15号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第16号 平成26年度鞍手町一般会計予算を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けいたします。

事項別明細書の31頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について31頁から47頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

32頁の特別職の給料です。これは109頁に明細書が付いているのですが、これによりますと昨年よりも135万ほど金額が上がっています。それについて説明をお願いします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

109頁の資料にありますように、その他の特別職の数が46名増えています。手前の議案でありました附属機関の設置条例の関係で新しく附属機関を設置する分がございます。そ

の委員会の報酬等が増えております。

前町長時代から特別職の三役の報酬の特例の減額を行ってございました。それが今年の3月31日で期限が切れます。それでその分が戻る形になります。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

そうですね。前町長の時代に財政状況が厳しいからということで、22年の7月から26年3月まで町長は10%、副町長は7%、教育長は5%それぞれ減額しているわけですね。そして年間で200万円、4年間で800万円程度の経費削減になっています。

今度、徳島町長になられて徳島町長は前町長の政策を継承するという事で町長になられているわけですが、前町長よりも鞍手町の財政状況についてはどのような判断に立たれているのか、好転しているというふうな判断なのかどうかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。政策は継承すると申しましたが、正直いってその辺の報酬のことは知りませんでした。

1つは、新たなスタートとして教育長、副町長にも及んでおりますので、私はこれではないかと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

私自身は鞍手町の財政状況が好転しているということであれば、条例に戻しても良いのではないかなというふうな気はしています。

ただ、町の財政力指数でみますと、平成21年では0.48の財政力指数でした。しかしこれがピークで年々悪化しています。22年度は0.47、23年度は0.45、24年度は先日の中でもありましたように0.43です。そういった財政力指数というような指標で見ても鞍手町の財政状況が好転しているというふうには言えなくて、寧ろ財政状況はより厳しくなっているのではないかというように感じています。

そういった中で申し訳ないのですが、町長、または副町長、教育長の給料を条例どおり戻していいものかどうかというふうな気がしているわけですが、その辺、私の説明を聞いた中で町長としてもう一度ご答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

基本的な考えは、私は議員さんの歳費にしましても、そんなに私は、もう少し逆に上げる

べきだというふうな考えを持っています。当然三役にしても今一生懸命やっておりますので一生懸命やって逆に報酬を下げられるということは、本来不本意だと認識しております。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

次に、36頁の役務費コンビニ収納手数料です。140万ほど上がっています。

町がコンビニに支払う手数料は1件当たり幾らになるのか、またコンビニを利用することで収納率は何パーセントぐらい上がるというふうに見込んでいるのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

会計課長。

○会計課長 久保田 隆一君

お答えいたします。

コンビニ収納に掛かる手数料につきましては、納付書1枚につき59円の手数料が発生します。ここで139万4千円計上しておりますが、これは現在鞍手町が発行しております納付書の総数、例えば町税、家賃等を含めた納付書の総数が大体5万件くらいというところで、これの大体4割ぐらいがコンビニの方に回るのではなかろうかと、これもまだ初年度ですので確定した数字ではございませんけれども、先進地、先行して行っているところの事例を参考にして大体4割程度を見込んでおります。

収納率の件につきましては、これによって収納率が一気に上がるというようなことまでは想定はしておりません。これに該当の課ともお話をしたのですが、納付の環境整備、まずはこれを優先するということからコンビニ収納にも取り組むということにしております。

以上です。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

補足いたします。

収納率に関しては、コンビニ収納に替えたからといって必ずしも上がるとは思っておりません。今会計課長が言いましたように、先進地の自治体に確認しましても、納付書で金融機関で納められている方がコンビニを使うと。

口座振替をされている方が近くのコンビニで納めるというような感じが一番大きな傾向だと思っておりますので、まずは住民サービスのためにコンビニ収納を始めようと思っておりますので、収納率に関してはそんなに上がる見込みではありません。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

先程も財政状況を言いましたが、鞍手町の財政状況を考えると、勿論納める方の環境整備も大事ですが、今第5次の行財政改革に取り組んでいるところです。その中で口座振替の利用促進と再振の廃止ということで、ここやっと60万円ぐらいの効果が出ているというような25年度の行財政改革と審議会の中での報告があります。

特に口座振替の利用促進することで収納率を上げようというようなことにもなっているわけですが。尚且つ、口座振替の手数料は1件当たり10円です。これの約6倍の費用を掛けて尚且つ、収納率が上がらないというようなことであれば行財政改革に全く逆行するような形になるのではないですか。

尚且つ、今、鞍手町木曜日の時間外で庁舎を開けています。それによって窓口の取り扱いが会計課では年々取り扱いの件数が増えています。24年度ですか年間1,000件ぐらいの取り扱いになっているのです。まだまだ知らない方も多いです。ですから行革を進める意味からもこういった口座振替を推進したり、木曜日、今度は年度末初めの日曜日もするようになっていますが、そういった時間外の窓口を開けているというようなPRをすることの方が私は重要ではないかなと思いますけれども、その辺は町長のお考えをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございました。

これは1つのプラスサービスの一環と考えております。滞納者の言い訳というのが、銀行が3時に閉まっているからとか、役場に8時に持って行ったら誰もいなかったとか、そういうふうな言い訳というか滞納者の言い訳というのがかなりあるのです。支払われる方の言い訳というのが、そうふうなことも1つ解消しなければいけないということもございます。

それとやはり、本町は高齢化してきています。役場まで距離的なものもあるでしょう、お年寄りの方で距離が遠い方というのは役場まで、仮に7時まで開いていてもなかなか距離的なものもある。コンビニだったらいろいろなところにありますので、これはサービスの充実という意味で取り組みをやらせて頂きました。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

町長のお考えはよく分かるのですが、最終的な収納率は上がらないということなんです。ですからいろいろな言い訳はあるのですが、結局は納めない人は納めないのです。コンビニで振り込もうと思っても納めないのです。むしろ口座振替できちんと入っているひとが、例えばコンビニになってしまっただけで手数料が余分に掛るというようなことが説明では想定されます。

鞍手町の場合は提携金融機関も西銀があったり、農協があったり、今度は信用金庫も提携

がありますし、35km²ぐらいの小さな町ですから、今までの状態と比べてコンビニが出来てもそんなに代わらないだろうと。コンビニでの振り込みをしてもしなくても、先程説明があったように収納率が変わらないか、むしろ下がるかも知れませんが、利便性もそんなに変わらないと思います。ですから行革の観点から考えて、一応当初予算としては付いていますけれども私が指摘した中身を考えて頂いて、ご検討して頂ければと思います。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について47頁から72頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

49頁の地域ケア会議ですが、これについては昨年の9月に質問の中でちょっと触れています。

ここは老人福祉総務費ということで予算が計上されていますけれども、昨年の3月には厚生労働省の老健局計画課長から都道府県とか中核市等に地域包括支援センターの設置運営についてというような文書が出ています。

昨年の9月にも指摘をさせていただきましたが、名前は地域ケア会議という会議ですけれども、この中身が変わって、これは地域包括支援センターが地域ケア会議を主催するという位置づけに変わっています。そういった意味からすれば、ここの老人福祉総務費よりも、55頁の13目の地域包括支援センター事業費の中に私は入るべきではないかなと思います。如何ですか。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 鯨坂 健二君

49頁にあります地域ケア会議の委員の報酬の件ですが、これは一応施設関係者、民生委員、在宅介護センターの関係で高齢者の処遇に関する調整や養護老人ホーム措置の決定を行うということで今年度も上げさせて頂いております。

いま言われましたように、地域包括支援センターの中でするべきではないかということですが、一応地域ケアの方は養護老人ホームに措置入所させる場合の会議のためということでしておりますので、従来どおりこの項目で上げさせて頂いております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

ですからまあ名前が同じ名前なんですけど、地域ケア会議の中身が変わっているのです。今言われているようなところが多いというふうに指摘はされています。これは2012年までですね厚労省の老健局長の宮島さんという方が書いた本ですが、大体自治体の1, 202市

町村で77%が地域ケア会議を開催しているけれど、今課長が言われたような中身になっていて、本来これからの地域ケア会議というのは個別に医療関係者またはリハ、または口腔ケア、栄養士等を含めて、それぞれの方のQOLをどうやって高めていくかというような会議をすべきというふうになっているのです。

一般質問でも言いましたように、鞍手町は高齢化していく中で非常に地域支援センターが重要なところになるのです。それをいかに有効に活用していくかというのが地域ケア会議がどういうふうな形で主催され、運用されていくかというふうにかかっています。

ですから、今言われたようなものとは全く違う考え方で、地域ケア会議については捉えるべきではないかなというふうに思うのですが如何ですか。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 鯨坂 健二君

地域包括支援センターの方でも、以前鞍手支部にいるときもケア会議等があっていましたが、その分に関しても各市町の方に下りて来た時点で、ケア会議をどういうふうな形にするのかということの話をしています。

うちの方でもケア会議を進めて行きながら、他の市町村とも協働しながら鞍手支部とも話しながら進めて行くということは考えていますが、予算的なものはこの中に上げておりません。

以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

広域に包括支援センターがあったときはいいのですが、いま鞍手町に包括支援センターがあるわけですから、鞍手町の包括支援センターが主体とならないといけないことなんです。ですから当初予算でこういうふうにはなっていますが、今私が指摘したことを踏まえてもう一度検討して下さい。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から7款 商工費について72頁から78頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

8款 土木費及び9款 消防費について79頁から88頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

10款 教育費から14款 予備費について88頁から108頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

99頁の子ども読書活動推進計画策定委員の報酬が2人で2日というふうに出ていますが、委員の構成はどういうふうになっているのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

まだ案の段階であります。一応6名ということで、保育所、幼稚園の関係者から1名、小学校、中学校の校長会の代表、鞍手町の地域活動指導員から1名、鞍手町の読書ボランティアから1名、教育委員会の職員から1名、社会教育委員の関係者から1名、こういう構成で策定委員会を構成するようにしております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

くしくも、私達は先日この子ども読書活動推進計画について行政視察に行ってきました。これは岡山県の早島町という、岡山市に隣接する町で人口が1万2千人ぐらいの町ですが、ここについては、推進計画は第2次計画を今策定しているところです。

福岡県でも60市町村の中の40市町村は策定しているということなんですが、早島町の委員の構成を見ますと、あそこには立派な図書館があるわけですが、図書館の協議会委員という方が1人と図書館のボランティア代表が3名、小学校、中学校の司書がいらっしゃって、それぞれが1名ずつ、児童館の館長が1名、幼稚園、保育園がそれぞれ1名ずつ、後私立の保育園から1名、福祉課または町民課から1名、木の実会代表はおそらく住民のボランティアだと思えますが1名、町立図書館の司書が1名ということで、教育委員の方とか社会教育委員の方とか、校長会の方とか、そういう方はいらっしゃらなくて、住民本位の中で、また図書が一番詳しい方達を中心になって策定しようということで策定されています。

これをそのまま鞍手町の中に置き換えて出来るかどうかというのは分かりませんが、いまお聞きしたところでは、やはりそういった行政関係の方が少し多いのではないかなという気がします。

例えば、読み聞かせの方かどうか分かりませんが、読み聞かせの会の方とか、朗読の会の方とか、鞍手町はそういった図書に関係して活動されているグループもあります。そういった方も入れたり、保育所と幼稚園とそれぞれ1名ずつ入れたりというようなことで、もう少し幅広い方達の意見が吸い上げられるような構成が必要ではないかなというふうに思いますが、その辺は如何ですか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

まずうちの方も第1期ということで、今教育事務所等から指導を受けながらこの策定をする計画を進めております。その中で、先程私が言いましたような策定委員の案を上げておるわけですが、鞍手町はご存じのように図書館とか司書というような方を配置しておりませんので、まず第1期目の27年から31年の5年間で第1期というふうになるわけですが、鞍手町の中で私が言いましたような読書に関する専門的な知識を持っている方はこういう方ではないかなということで上げています。

これも見直しをかけながら、今言われましたような、例えば先進地の事例等を参考に考えていきたいというふうに思います。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

15頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。

15頁から30頁まで質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

町長の最初の提案説明の中で、鞍手町を魅力ある住みたい町へということから、第1に子育て支援と教育振興というふうに言われていました。

安心して出産育児が出来た環境づくり、子ども達が生活する家庭、地域社会、学校におけるより良い教育関係を一体となって醸成されるよう教育の振興に取り組むことを掲げたという柱が言われています。ただ、先日給食審議会がありまして、数年前に小学校で言えば3,800円から4,300円に500円値上がりしたのですよ。中学校も4,300円から4,800円。今度は消費税が3%上がると、アベノミクスで物価上昇分2%加えて、それでまた200円ずつ給食費を上げますと、このまま上がらなかつたら給食カロリーを減らすか、1品減らすしかありませんということだったのです。

これでは子育て支援に逆行しているのではないかというふうに思います。これはまた消費税の場合は今度来年の10月から10%に上がるかも知れないという状況です。そういった場合にまた給食費がその分値上げということにもなりかねません。

以前、一般質問で学校給食について、この給食は食育で教育の一環であるということからいろいろ一般質問させて頂きました。食材料が高騰したりだとか、いろいろなことの状況があった場合に町の方から補填しますというような前町長の答弁も頂いています。

ですから、はっきりいって値上げされて、そういうふうな理由を言われますと断りようがないのです。子育て支援をするのでしたらそういうところも細かく見て頂いて。

これは今総括みたいなのですから。

○議長 川野 高實君

出来るだけ議案にそって。

○11番 宇田川 亮君

提案説明でこういうふうになっているわけですから、子育て支援の第一の柱で上げているわけですから、そういった中身としてそういうことでいいのでしょうかということですよ。

お答え下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

審議会の話は、私は初めて耳にいたしました。議員がおっしゃるように当然私は教育と福祉には力を入れるということを謳っています。いま1度検討させて下さい。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

早く進んで聞けないところがあったのでお尋ねしたいのですが、先程の補正予算の中でもお尋ねしましたが、68頁に風しんの緊急対策扶助費が上がっています。

これはおそらくワクチンの補助だと思のですが、去年はやはりそれが非常に少なくて予算もかなり減額補正してしまうことになったのですが、わたしはそこで考えたのは、他の自治体もやっていますが、まず風しんのワクチンを打つ必要があるのかどうか、抗体があるのかどうか、陽性反応をまず調べるといふことに補助金というか、助成をしたらどうかというふうにするのですが、その辺りはどうですか。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

本町では昨年の6月に風しんワクチンの接種について実施したところですが、その段階におきましては、漏れなくというとおかしいのですが、抗体値を確認しなくても予防接種が出来たということがあって今に至っています。実際は秋頃から国はワクチンが足らなくなった時期もありまして、抗体値を確認してから打って下さいということで、抗体値を確認する場合は県が打った場合は無料で県が助成して打つという対応をとっています。

本町でもすでにワクチンが足りないという状況は聞いていませんので、このまま受けて、予算上は1万円として126人分なんですけど、今回当初予算であげさせて頂いてということで、余所はいま言いましたように抗体値を検査してするというのが一般的にはされています。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

それはよく分かるのですが、本人自体が打たなくてはいけないのかどうか、自分の中に抗体があるのかどうかというのを知らない人が結構いるのではないかと思います。個人的な話で申し訳ないのですが、うちの娘もあるのかどうかと言って話をしていましたので、何年から何年までの人は予防接種をしているけれども、何年から何年まではしていないとか、その辺がはっきりご本人が自覚していないのではないかと思います。それで年数も経っていたりして、十代の頃の話で10年も経てば覚えていないとか、いろいろな状況も考えられるので、余所の自治体もしていますので、まず抗体の陽性かどうかというのを検査すべきではないかと。特に県が助成するというのであれば、その事業を町で、それに乗ってすることもいいのではないかなと思うのですが、如何ですか。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

先程言いましたように、本町では抗体値の検査までしていません。その理由は抗体値を検査する前にすぐに打って下さいということなのです。雇ったからでは遅いですよということなんです。本町のスタンスでは抗体値を受けに行って、また病院に行って、2回の間に感染しても意味がありませんので受けて下さい。

当時6月の時でも国の方も抗体値があるかないかよりも、先ず打って下さいというのを進めていましたので、私の方も先天性の風しん症候群に罹らないという観点から、抗体値を調べるよりも受けて下さいというスタンスで今まで来ました。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

もう一つ聞き忘れたのがあったのでいいでしょうか。95頁の教育費です。資料は頂きましたけれども、中学校の建設に掛かる費用が5億外構工事も含めて出ています。

この後あると思いますが、補正でも今度新たに金額が繰越明許になるということで変わるということで金額も少し変わってきます。これで大体の中学校建設に係わる費用が出尽くしたのかなと思うのですが、まだその外にあるかどうかははっきり私は承知していませんが、事業費ベースで総額として幾らになるのか、また後備品等いろいろ掛かると思います。机なり何なり、そういった物も含めれば幾らになるのかについてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

総額としましてこれまでやってきました24年度の学校等の取得費、それから建物の取得

費、それから25年度の体育館の工事及びプールの工事、26年度最終年度に行います外構の工事を合わせまして、総額で約24億円となる見込みでございます。その他に備品費が約2,400万円ほど見込んでおります。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

後その他に、開校までに想定されるような費用はありますか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

学校の工事等についてはございませんが、例えば通学路の整備とか、安全のための街灯、防犯灯というものは別にあると思います。ただ今私どもが想定していないようなものが、ひょっとしたら校舎の改修でございますのであるかも知れませんが、全体的には今の計画ではありません。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっております議案第16号は、議長を除く議員11名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第16号は、議長を除く議員11名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより、委員長、副委員長の互選のためしばらく休憩します。

休憩 14時19分

再開 14時36分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 渡邊 智文君

それでは、報告をさせていただきます。

委員長に久保田正之議員、副委員長に原哲也議員、以上でございます。

○議長 川野 高實君

以上のように決定しました。

次に、日程第16 議案第17号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

国保財政が累積で相当な額になってきています。昨年初めて、私も見落としていたのですが、9月補正だったか初めて法定外の繰入をやったということですが、今年度の法定外繰入の額、それから来年に向けて、この新年度予算には法定外の繰入というものがあるのかどうかというのを教えて下さい。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えいたします。

法定外繰入ということですが、法定外繰入の中身なんです、公費医療の現物給付に係る医療費波及分という長い名目になっていますが、それが26年度は965万4千円計上させて頂いております。

この分については、前々年度の金額をもって上げさせて頂いておりますので、27年度も先の話ですが、24年度から上げさせて頂きましたから、24、25、26、予算要求はしたいというふうに考えています。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今度の当初予算は26年度ですけれど、もう一度お願いいたします。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

今後も要求していくのかというふうに捉えていましたので、27年度というふうに答えましたが、24年度の3月議会の時に補正で24年度を上げさせて頂きました、25年度、26年度は当初予算で上げさせて頂いているような状況ですので、今後も当初予算の中で予算要求をしていきたいと考えていますというふうな答えです。

法定外繰入の金額は、26年度は965万4千円です。因みに25年度が985万9千円です。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

その法定外繰入約1千万入れてもらっていますが、それでも累積赤字が増える一方ということで、25年度の予想はまだつかないと思います。5月末の締め切った後ぐらいでない、その辺の予想がつかないのですが、それにしてもここ2～3年が大幅な赤字と、単年度赤字

を繰り返して来て、この1千万円では足りないのではないかというふうに思うわけです。

このままいけば、また国保税の引き上げという形にもなって来るのではないかと。今の状況は4月から消費税も上がって物価も上がると。だけど収入は増えないという状況の中でまた国保税を上げますよということになれば、本当に生活が出来ないということにもなってきますので、担当課からの要求は約1千万円、900何十万ですけれども、その辺はまずは最低限単年度の赤字を出さない程度、それからプラス今でも高すぎるといわれている国保税の引き下げのためにも法定外繰入はもう少し増やしていいのではないかと。

小竹町も去年はなくなったのかな、その前までは確か5千万円ぐらい入れて来たということも聞いていますし、鞍手町でもそういうことで考えて頂きたいというふうに思いますが町長の答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

国保に関しましては、本当に厳しい状況下ではございますが、平成29年から県の広域扱いに移行すると伺っています。ただ県が取り扱うということで地方の行政においてはその後どうなるのだろうかという懸案事項もありますが、来月から消費税も上がるということで、なるべく町民の皆さん方に負担が掛からないような施策を講じていきたいなとそのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第17号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第17号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第18号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第18号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第18号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第19号 平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

何度も同じようなことを毎年聞いていますが、今現在の滞納というか残っている額、返還期間はとくに終わっていますが、これをずっと回収していかないといけない。今回の回収金の予算で言いますと84万4千円ということで、残っている額からすれば相当少ない額なのです。まずは今残っている額は全体でどのくらいあるのかお答え下さい。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 鯨坂 健二君

お答えいたします。

平成26年2月末現在で2,627万7,816円となっております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

2,600万ほど残っていて返済期間も終わっている。しかも単年度の予算が80数万円。この状況でいえば何十年かしないとこのようにならない。しかもその内に対象者は亡くなっているのではないかとこの方もおられるのではないかとこのように思います。

姿勢として、これを本当に早く解消しないといつまで経っても残ったままで、この会計を毎年毎年私も同じようなことを聞いていかないといけないのですが、町長の姿勢としてどういうふうに考えているのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これは非常に生活困窮者の方で、なかなか支払いが困難であるという方が多分におられるのです。私も町長にならせて頂いてこの件を担当課に聞いたのですが、最低限の生活基盤を脅かして取り立て出来るのかということ、これがなかなか難しいところでありまして、そういう状況で何とか回収の方には努めて参りたいと思っておりますが、いかんせん、今申しましたように生活が第1ですので、私も何と申していいのか、とにかく回収の方に担当課と一緒に頑張って努力していきたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

残っているのは生活が云々ということではないのです。自分の家、土地を買ったり、新築

したりというところで借りて、返しますよという約束の下から、返済期間も相当な年数があるわけで、それでもこれだけ残っているのです。

急に生活が悪くなったわけでもないと思いますし、元々これだけのものを返済能力があったのかどうかというのもちょっと首を傾げるところもあるのです。ですが、町としてはこれは回収していかないといけない。

前と違って今までのような、毎年こういう80数万円、多い時で何百万かあったと思いますけれども、これは本当にどうか策を講じて回収して、何とかこれをなくしていかないといけないというふうに思うわけですが。なかなか答えにくいと思いますが同じような質問になると思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

鋭意努力して、少しでも回収をやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第19号は民生産業委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第19号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第20号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第20号は総務文教委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第20号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第20 議案第21号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 2 1 号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 2 1 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 2 1 議案第 2 2 号 平成 2 6 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 2 2 号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 2 2 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 2 2 議案第 2 3 号 平成 2 6 年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 2 3 号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 2 3 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 2 3 議案第 2 4 号 平成 2 6 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 2 4 号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 2 4 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 2 4 議案第 2 5 号 平成 2 6 年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第25号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第25号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第25 議案第26号 鞍手町道路線の認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第26号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第26号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第26 議案第27号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第27号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第27号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第27 議案第28号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第28号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第28号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第 28 議案第 29 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 28 議案第 29 号について提案説明を申し上げます。

日程第 28 議案第 29 号は、中学校施設環境改善交付金事業 鞍手町立鞍手町中学校改修等整備工事請負契約の変更であります。

同事業で行う鞍手町立鞍手町中学校改修等整備工事は、平成 25 年 1 月 1 日に前田建設工業株式会社九州支店と請負契約金額 1 億 6, 286 万円、工期 平成 25 年 1 月 12 日から平成 26 年 3 月 25 日までの 134 日間として契約を締結し、工事を進めておりましたが、年度内の完成が見込めないことにより、平成 26 年度中まで工期を延長することといたしました。

今回、設計変更による増工があること及び消費税率が改定されること等により、請負契約金額を 1 億 2, 262 万 2, 120 円増額し、1 億 5, 848 万 2, 120 円とし、工期を 358 日間延長して、平成 25 年 1 月 12 日から平成 27 年 3 月 18 日までの 492 日間として請負契約の変更を行うものであります。

以上が日程第 28 議案第 29 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第 29 号について質疑はありますか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

工期が延びて来年の 3 月 18 日までというふうになっていますが、昨年の臨時議会だったですか、そこで出来るだけ早く契約して、議案も通してということで早めに中学校を建設したいというような考えだったと思うのですが、工期は 3 月 18 日までになっていますが、予定として大体どのくらいに完成する見込なのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

工事は校舎の改築につきましては、概ね 10 月末日を建物自体の出来上がりとしまして、その後検査等を行いまして、12 月頃からは備品の搬入等が出来るようになっております。

それから体育館の新築工事につきましては、工事自体は 2 月いっぱい終了をしまして、その後検査等が行われるというようなことで 3 月 18 日までを工期とさせて頂いています。

以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 29 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 29 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日 13 日から 19 日までの 7 日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日 13 日から 19 日までの 7 日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 14 時 58 分

平成26年鞍手町議会第2回定例会会議録（第4号）						
平成26年 3月20日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成26年 3月20日 午後1時00分					川野高實
	閉 会 開 議					議 長
	平成26年 3月20日 午後1時42分					川野高實
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 11人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 1人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	10	武谷保正		11	宇田川亮	

職 務	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	原敏勝	出欠
	福祉人権 課長	鯨坂健二	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	税務住民 課長	藤原光徳	出欠	保険健康 課長	長友浩一	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠			
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成26年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月20日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第10号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第11号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第14号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算
(第3号) (民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第26号 鞍手町道路線の認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第2号 過疎地域自立促進計画の変更
(総務文教副委員長報告)
- 日程第6 議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
(総務文教副委員長報告)
- 日程第7 議案第4号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例
(総務文教副委員長報告)
- 日程第8 議案第5号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例 (総務文教副委員長報告)
- 日程第9 議案第6号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館授業料等徴収条例の一部を
改正する条例 (総務文教副委員長報告)
- 日程第10 議案第7号 鞍手町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例
(総務文教副委員長報告)
- 日程第11 議案第8号 鞍手町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例
(総務文教副委員長報告)
- 日程第12 議案第9号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算(第8号)
(総務文教副委員長報告)
- 日程第13 議案第12号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算
(第4号) (総務文教副委員長報告)
- 日程第14 議案第13号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算
(第3号) (総務文教副委員長報告)
- 日程第15 議案第15号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算
(第2号) (総務文教副委員長報告)
- 日程第16 議案第27号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定
(総務文教副委員長報告)

- 日程第17 議案第28号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定
(総務文教副委員長報告)
- 日程第18 議案第29号 中学校施設環境改善交付金事業 鞍手町立鞍手中学校改修等
整備工事請負契約の変更 (総務文教副委員長報告)
- 日程第19 議案第16号 平成26年度鞍手町一般会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第20 議案第17号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第21 議案第18号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第22 議案第19号 平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第23 議案第21号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第24 議案第22号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費
特別会計予算 (民生産業委員長報告)
- 日程第25 議案第23号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第26 議案第20号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
(総務文教副委員長報告)
- 日程第27 議案第24号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算
(総務文教副委員長報告)
- 日程第28 議案第25号 平成26年度鞍手町水道事業会計予算
(総務文教副委員長報告)
- 日程第29 平成25年
陳情第3号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保の
ための意見書」の採択に関する陳情 (民生産業委員長報告)
- 日程第30 閉会中の継続事件

平成26年3月20日（第4日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

まず、町長より提出されております、議案第25号の訂正をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第10号から日程第4 議案第26号までの4件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第10号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

議案第11号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

議案第14号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第3号）。

本委員会は、3月12日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第26号 鞍手町道路線の認定。

本委員会は、3月12日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定より報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第10号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第26号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第26号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第10号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 鞍手町道路線の認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第26号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第 5 議案第 2 号から日程第 18 議案第 29 号までの 14 件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教副委員長の審査報告を求めます。
田中総務文教副委員長。

○5 番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 2 号 過疎地域自立促進計画の変更。

議案第 3 号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第 4 号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例。

議案第 5 号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議案第 6 号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館授業料等徴収条例の一部を改正する条例。

議案第 7 号 鞍手町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例。

議案第 8 号 鞍手町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例。

議案第 9 号 平成 25 年度鞍手町一般会計補正予算（第 8 号）。

議案第 12 号 平成 25 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）。

議案第 13 号 平成 25 年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）。

議案第 15 号 平成 25 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算（第 2 号）。

議案第 27 号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定。

議案第 28 号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定。

本委員会は、3 月 12 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

次に、議案第 29 号 中学校施設環境改善交付金事業 鞍手町立鞍手中学校改修等整備工事請負契約の変更。

本委員会は、3 月 12 日に付託された上記の議案を審査結果、原案に同意すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから、副委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 2 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 3 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 4 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第28号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第29号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 2 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 3 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 4 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 5 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 6 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 7 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 8 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 9 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 1 2 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 1 3 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 1 5 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 2 7 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第28号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第29号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第2号 過疎地域自立促進計画の変更を採決します。

本案に対する副委員長長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第2号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する副委員長長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第3号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する副委員長長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第4号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する副委員長長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第5号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館授業料等徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する副委員長長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第6号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 鞍手町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する副委員長長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第7号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 鞍手町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第8号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算(第8号)を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第9号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第12号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第13号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第15号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第27号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第28号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 中学校施設環境改善交付金事業 鞍手町立鞍手中学校改修等整備工事請負契約の変更を採決します。

本案に対する副委員長の報告は同意であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第29号は副委員長報告のとおり同意されました。

次に、日程第19 議案第16号を議題とします。

本案は予算特別委員会に付託していただきましたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。

久保田予算特別委員長。

○9番 久保田 正之君

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第16号 平成26年度鞍手町一般会計予算。

本委員会は、3月12日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第16号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第16号について討論はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

議案第16号 平成26年度鞍手町一般会計予算に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

政府は、税と社会保障の一体改革といいながら、この4月から消費税を引き上げ、介護保険の改悪など社会保障の切り捨てを行い、一方で大型公共事業のばらまき、大企業減税の拡充などをすすめています。

一時的な財政出動で見かけの景気回復を演出していますが、実感がないというのが国民大多數の思いです。年金の減額や生活保護基準の引き下げなど消費税増税とあわせて、暮らしと経済の危機をますます深刻化させています。

平成26年度鞍手町一般会計予算は、基本的には政府予算に追随する予算となっています。そういった中でも、風疹や肺炎球菌ワクチンの助成、地域振興券の拡充、国保会計への法定外繰入など、歓迎される予算も含まれています。また、中学校統合に向けた校舎の改築や通学路の安全確保のための防犯灯設置など、重要な予算も組み込まれています。

しかしながら、家計の所得は増えていない中、消費税増税とあわせて公共料金にも転嫁され、高すぎる国保税やごみ袋料金、保育料の負担軽減などは考えられていません。子どもの医療費無料化の制度は県下最低レベルまで落ちています。同和関係予算は全く変わっておらず、税の公平性も保たれていません。

こういった問題点の解決策を示し、国保税やごみ袋料金の値下げ、さらなる子育て支援など、町民の暮らしと営業を応援する予算に組み替えていくことを求めて反対討論を終わります。以上です。

○議長 川野 高實君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第16号 平成26年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20 議案第17号から日程第25 議案第23号までの6件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第17号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算。

議案第18号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第19号 平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算。

議案第21号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第22号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第23号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算。

本委員会は、3月12日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第17号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第21号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第22号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 23 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 17 号 平成 26 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 17 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 18 号 平成 26 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 18 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 19 号 平成 26 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 19 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 21 号 平成 26 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 21 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 22 号 平成 26 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 22 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 23 号 平成 26 年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26 議案第20号から日程第28 議案第25号までの3件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教副委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教副委員長。

○5番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第20号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算。

議案第24号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算。

議案第25号 平成26年度鞍手町水道事業会計予算。

本委員会は、3月12日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定より報告します。

○議長 川野 高實君

これから副委員長報告に対する質疑を行います。

議案第20号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第25号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第24号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第25号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第20号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第20号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第24号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成26年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第25号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第29 平成25年 陳情第3号を議題とします。

本陳情は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

平成25年 陳情第3号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書」の採択に関する陳情。

本委員会は、平成25年9月4日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし、別紙意見書(案)を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

平成25年 陳情第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

平成25年 陳情第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

平成25年 陳情第3号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書」の採択に関する陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。次に進みます。

日程第30 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成26年第2回定例会を閉会いたします。

閉会 13時42分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川 野 高 實

議員 武 谷 保 正

議員 宇 田 川 亮

平成26年3月20日

鞍手町議会

議長 川野高實

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査